令和　8　年度　　障害福祉サービス事業者自主点検表

【　障害者支援施設　】

施設障害福祉サービス（該当するものをチェック）	①生活介護	－	②短期入所	－	③施設入所支援	－	④自立訓練（機能訓練）	－
	⑤自立訓練（生活訓練）	－	⑥就労移行支援	－	⑦就労継続支援B型	－		
事業所番号								
事業所の名称								
事業所の所在地	〒　　川越市							
電話番号			e-mail					
開設法人の名称								
開設法人の代表者名								
管理者名								
記入者名			記入年月日					

川越市福祉部指導監査課
電話番号：０４９－２２４－６２３７　　e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
（ @部分を★と表示しています。）

自主点検表記入要領

１　自主点検表の対象

利用者に適切な障害福祉サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、障害福祉サービス事業者ごとに、法令、関係通知等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　記入方法

(1)　毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
(2)　複数の職員で検討のうえ点検してください。
(3)　点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。
(4)　「はい・いいえ」等の判定については、プルダウン方式により選択するか、手書き等により〇で囲ってください。
(5)　判定について該当する項目がないときは、「該当なし」を選択又は記入してください。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略　　称	名　　称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）
労基法	労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
労基法施行規則	労働基準法施行規則（昭和22年8月30日厚生省令第23号）
パートタイム労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成55年6月18日法律第76号）
パートタイム労働法施行規則	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年11月19日労働省令第34号）
雇用保険法	雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）

平15厚労告264	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年７月25日厚生労働省告示第264号）
消防法	消防法（昭和23年７月24日法律第186号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和36年３月25日政令第37号）
消防法施行規則	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）
社施第107号通知	社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）
平18厚労令172	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
平18厚労令177	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平18年厚生労働省令第177号）
平24条例39	川越市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第39号）
平25規則27	川越市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第27号）
平24条例43	川越市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第43号）
平25規則31	川越市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第31号）
基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）
平18厚労告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日　障発第1031001号）
居宅介護従事者基準	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）
平18厚労告543	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）
平18厚労告544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
平18厚労告548	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号）
平18厚労告550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平18年厚生労働省告示550号）
平18厚労告551	厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）
平18厚労告556	厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）
平24厚労告268	厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）
Q&A	障害福祉サービス等に関するＱ＆Ａ（厚生労働省ホームページに掲載）

※　自主点検表の内容で、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型に共通の内容については、総称して「サービス」としています。

なお、この自主点検表では、法令、関係通知等に基づく事項とは別に、市の行政指導としてお願いしている事項も記載しております。

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第１－１　施設運営全般			
1　運営規程	次に掲げる施設運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 ①　障害者支援施設の目的及び運営の方針 ②　提供するサービスの種類 ③　従業者の職種、員数及び職務の内容 ④　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 ⑤　提供するサービス種類ごとの利用定員 ⑥　提供するサービス種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑦　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 ⑧　サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨　緊急時等における対応方法 ⑩　非常災害対策 ⑪　提供するサービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬　その他運営に関する重要事項 ※ ③従業者の職種、員数及び職務の内容 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準の員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 ※ ⑤の利用定員は、施設障害福祉サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとしてください。 ア　昼間実施サービス 同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。 イ　施設入所支援 施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。なお、複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。 ※ ⑥の「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものです。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第19条第3項（第2-4 12 (3)）により支払を受けることが認められている費用の額を指すものです。 ※ ⑦の施設等が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、施設等へは利用者自ら通うことを基本としていますが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図ら得るよう、施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があります。 ※ ⑧は、利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものです。 ※ ⑩は、基準第44条（第1-3 3）に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものです。 ※ ⑫について、具体的には次のア～オ等をさします。 ア　虐待の防止に関する担当者の選定 イ　成年後見制度の利用支援 ウ　苦情解決体制の整備 エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) オ　虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること ※ ⑬について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましいです。	はい・いいえ	平25規則27第37条 基準解釈通知第3・3(37)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	また、地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記してください。		
2　内容及び手続の説明・同意	(1)　利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ※ 同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 ※ 従業者の職種、員数及び職務の内容 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、基準の員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。	はい・いいえ	平24条例39第7条第1項 基準解釈通知第3・3(1)
	(2)　利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。 利用契約書等には、次の事項を記載してください。 ① 施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 施設が提供するサービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日 ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口	はい・いいえ	平24条例39第7条第2項 基準解釈通知第3・3(1)
3　施設長（管理者）	(1)　専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※　施設長（管理者）は、原則として専従ですが、以下の場合であって、管理業務に支障がないときは、他の職務との兼務ができます。この場合、管理者がサービス管理責任者を兼務しない場合に限り、当該勤務時間を従業者の勤務時間に算定できます。 ア 当該施設等のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該施設等以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該施設等の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	はい・いいえ	平24条例39第13条 基準解釈通知第3・3(36)
	(2)　管理者（施設長）は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。 また、従業者に運営等に関する基準（平18厚労令172第2章）の	はい・いいえ	平18厚労令177第34条

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	また、従業者に運営基準（平18厚労令172第2章）の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。		平25規則27第36条
	(3) 施設長は、次のいずれかの資格要件を満たしていますか。 ① 社会福祉主事任用資格者 ② 社会福祉事業に2年以上従事した者 ③ これらと同等以上の能力を有すると認められる者	はい・いいえ	社会福祉施設の長の資格要件について（53年2月20日社庶第13号）
4 施設運営のための会議	(1) 施設運営のための会議（職員会議等）について、開催回数・内容・進め方等は適当なものとなっており、記録は整備されていますか。 名称： 開催頻度：開催ルール／前年度開催回数 構成メンバー： ※ 各種会議の記録を整備し、施設長の供覧を得てください。 ※ 会議の開催年月日、出席者、議題、発言要旨及び結果等を記録してください。	はい・いいえ	
	(2) 施設運営のための会議に参加できなかった職員に対して、会議の内容の周知を行っていますか。 周知方法：	はい・いいえ	
5 定員の遵守	サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。）	はい・いいえ	平25規則27第39条
6 協力医療機関等	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 協力医療機関名： 協定の有無：有・無 協定年月日： 診療科目： 協力歯科医療機関名： 協定の有無：有・無 協定年月日： 診療科目： ※ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましいです。	協力医療機関 あり・なし 協力歯科 あり・なし	平24条例39第13条の4第1項・第2項 基準解釈通知第3・3(43)①
	(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症及び同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。 ※ 指定障害者支援施設等の入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものです。 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後４か月程度から６か月程度経過後）において、指定	はい・いいえ	平24条例39第13条の4第3項 基準解釈通知第3・3(43)②

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	障害者支援施設等の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。		
	(3)　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。 ※　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものです。 　協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられますが、当該協力医療機関とは日頃から連携しており、新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うことになることから、取り決めまで行うことが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例39第13条の4第4項 基準解釈通知第3・3(43)③
7　掲示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関・協力歯科医療機関、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していますか。 ※ 次に掲げる点に留意してください。 ア　指定障害者支援施設等の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ※ 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該障害者支援施設等に備え付けることで掲示に代えることができます。	はい・いいえ	平25規則27第42条 基準解釈通知第3・3(44)
8　情報の提供等	(1)　利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該施設が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則27第43条第1項
	(2)　当該施設について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	はい・いいえ	平25規則27第43条第2項
9　利益供与等の禁止	(1)　相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい・いいえ	平25規則27第44条第1項
	(2)　相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 ※ 障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行ってはなりません。 ○ 具体的事例 ・ 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること ・ 施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること ・ 施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること ・ 利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと など、おおよそ施設障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容	はい・いいえ	平25規則27第44条第2項 基準解釈通知第3・3(47)③
10　帳簿の整備	施設運営に関する諸帳簿を整備していますか。 （作成しているものを選択してください。） ① 管理に関する帳簿（例） □ 施設運営に関する基本諸規定集（定款、定款細則、就業規則、経理規程等）	はい・いいえ	平25規則27第47条 労基法第106条～第108条 労働安全衛生規則第

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	則、経理規程等） □ 業務日誌　□ 職員出勤簿（タイムカード） □ 労働者名簿　□ 賃金台帳 □ 人事記録　□ 派遣先管理台帳 □ 健康診断個人票　□ 年次有給休暇簿 □ 出張命令簿　□ 社用車管理簿 その他（　　） ② 入所者に関する帳簿（例） □ 入所者名簿　□ 入所者の処遇に関する記録 □ 入所者台帳　□ 給食に関する記録 □ 入所者の健康管理に関する記録 その他（　　）		労働安全衛生規則第51条 労働者派遣法第42条ほか
第１－２　人事管理			
1　就業規則	(1)　就業規則は、職員代表の意見を聴くとともに、理事会の審議を経て整備をし、制定及び改正ごとに所轄の労働基準監督署に届け出ていますか。 直近の改正の理事会議決日 直近の改正の就業規則の届出日 直近の改正内容 ※ 常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成する必要があります。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、育児時間、育児休業、介護休業、産休、退職手続、定年等は重要ですので労働関係法令等との整合について再確認をしてください。 なお、就業規則は改正のつど労働基準監督署に届け出る必要があります。	はい・いいえ	労基法第89条、90条
	(2)　就業規則は、職員に周知されていますか。 周知方法	はい・いいえ	労基法第106条
2　労働条件の明示	常勤職員を雇用する際に、雇用契約書、採用辞令又は雇入れ通知書等の文書により、賃金、労働時間その他の労働条件を明示して交付していますか。 ※ 書面を交付して明示しなければならない労働条件は次のとおりです。なお、就業規則に記載があるものは、それを提示して説明し交付しても構いません。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項と変更の範囲 ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を２組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ④ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む） ※ 雇用の際には、常勤・非常勤を問わず労働条件を明示することが義務づけられています（非常勤職員等に関する点検項目は後述）。	はい・いいえ	労基法第15条 労基法施行規則第5条
3　勤務時間	(1)　週40時間労働制を遵守していますか。 就業規則　週　　時間　週休　　日	はい・いいえ	労基法第32条第1項
	(2)　変形労働時間制を採用していますか。 □ いない　□ １か月の変形労働制（4週間含む） □ １年間の変形労働制　□ その他	はい・いいえ	労基法第32条の2、4
	(3)　変形労働時間制を採用している場合、書面による協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ	労基法第32条の2、4

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	し、所轄の労働基準監督署に届け出ていますか。 届出年月日 ※ １月単位の変形労働時間制を採用している場合は、協定によるだけでなく、就業規則に定めることにより採用することができます。		
	(4)　休憩時間を就業規則において、適正に定めていますか。 ※ 労働時間が６時間を超える場合においては少なくとも45分、８時間を超える場合においては少なくとも１時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。	はい・いいえ	労基法第89条第1号
	(5)　宿直勤務について、所轄の労働基準監督署の許可を受けていますか。 許可年月日 許可時間 許可手当額 許可回数 ※ 労働基準監督署の許可を受けた場合、深夜労働の適用を受けない宿直勤務を選択することができます。この場合、宿直手当は賃金の１日の平均額の３分の１を下らないものでなければなりません。	はい・いいえ	労基法第41条第3号
	(6)　従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか。 ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 ※ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」４（３）に定める措置を講じる必要があります。 ※ 法人役員等であっても、基準上配置が求められる職務に従事している場合には、客観的に配置が証明できる書類を整備してください。 ※ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、５年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号） 労働基準法第109条
4　時間外勤務の管理	(1)　時間外勤務命令簿等を整備し、時間外勤務命令を適正に行っていますか。	はい・いいえ	
	(2)　就業規則に時間外勤務の割増率を明記していますか。 割増率について記載してください。（( )内は最低基準） 時間外労働(25%以上)　%　深夜労働(25%以上)　% 深夜時間外(50%以上)　%　休日(35%以上)　% 休日深夜(60%以上)　%	はい・いいえ	労基法第37条
	(3)　割増賃金の計算を正しく行っていますか。 就業規則（又は給与規定）の割増賃金の計算方法を記載してください。 ※ １時間あたりの割増賃金の計算方法は次のとおりです。 （基本給、各手当が月給制の場合）　割増賃金単価＝（基本給＋各手当）÷（１か月平均所定労働時間） ※ 「各手当」について、割増賃金の算定基礎となる賃金には、次のものを除き、すべて算入することが必要です。	はい・いいえ	平6.1.4労働基準局長通達第1号

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>ものを除き、すべて算入することが必要です。
・家族手当、通勤手当、住居手当（住宅に要する費用に応じて算定される手当に限る）、別居手当、子女教育手当、賞与など臨時に支給される（１か月を超える期間ごとに支給される）賃金

※「１か月平均所定労働時間」について、計算方法は次のとおりです。（365日又は366日－年間所定休日日数）×1日の所定労働時間÷12か月

今年の１か月平均所定労働時間を記入してください。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5　休暇等</td><td>(1)　年次有給休暇を休暇簿等で管理し、適正に付与していますか。

最低限の年次有給休暇（常勤職員は30時間以上と同じ）
<table>
<tr><th colspan="3">短時間労働者の所定労働時間・日数</th><th colspan="7">雇入れの日から起算した継続期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数</th></tr>
<tr><th>週所定労働時間</th><th>週所定労働日数</th><th>1年間の所定労働日数（※）</th><th>6か月</th><th>1年6か月</th><th>2年6か月</th><th>3年6か月</th><th>4年6か月</th><th>5年6か月</th><th>6年6か月</th></tr>
<tr><td colspan="3">30時間以上</td><td>10日</td><td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">30時間未満</td><td>5日以上</td><td>217日以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4日</td><td>169～216</td><td>7日</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td></tr>
<tr><td>3日</td><td>121～168</td><td>5日</td><td>6日</td><td>6日</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td></tr>
<tr><td>2日</td><td>73～120</td><td>3日</td><td>4日</td><td>4日</td><td>5日</td><td>6日</td><td>6日</td><td>7日</td></tr>
<tr><td>1日</td><td>48～72</td><td>1日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>3日</td><td>3日</td><td>3日</td></tr>
</table>
（※）：週以外の期間で労働日数を定めた場合</td><td>はい・いいえ</td><td>労基法第39条</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)　年次有給休暇が10日以上付与されている労働者について、5日未満の取得者に対しては、年次有給休暇の時季指定を行い、確実に付与していますか。</td><td>はい・いいえ</td><td>労基法第39条第7項</td></tr>
<tr><td></td><td>(3)　年次有給休暇の繰越を適正に行っていますか。
※ １年以内に取得しなかった年次有給休暇については、２年の消滅時効が認められるため、繰り越すことができます。
※ 年次有給休暇は、繰越分を合わせると、最高40日まで与える必要があります。</td><td>はい・いいえ</td><td>労基法第115条</td></tr>
<tr><td></td><td>(4)　就業規則等に整備すべき休暇等の規定が整備されていますか。

（就業規則に定める事項）
<table>
<tr><td>①　産前産後休暇</td><td>有・無</td><td></td><td>条</td></tr>
<tr><td>②　育児時間</td><td>有・無</td><td></td><td>条</td></tr>
<tr><td>③　生理休暇</td><td>有・無</td><td></td><td>条</td></tr>
<tr><td>④　妊産婦に対する健康配慮義務</td><td>有・無</td><td></td><td>条</td></tr>
<tr><td>⑤　継続雇用制度</td><td>有・無</td><td></td><td>条</td></tr>
</table>
（就業規則又は別に定める規定に定める事項）
<table>
<tr><td>⑥　育児・介護休業</td><td>有・無</td><td></td><td>条</td></tr>
<tr><td>⑦　子の看護等休暇・介護休暇</td><td>有・無</td><td></td><td>条</td></tr>
</table>
※① 産前産後休暇（労働基準法第65条）
産前６週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）
産後８週間

② 育児時間（労働基準法第67条）
生後満１年に達しない生児を育てる女性は、休憩時間のほか、１日２回各々、少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができます。

③ 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置（労働基準法第68条）</td><td>はい・いいえ</td><td></td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	法第68条） 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはなりません。 ④ 妊産婦に対する健康配慮義務（男女雇用機会均等法第12条） 事業主は、その雇用する女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。 ア　妊娠中である場合は、妊娠週数の区分に応じ、それぞれの期間以内ごとに１回、必要な時間を確保することができるようにすること。ただし、医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときはその指示により、必要な時間を確保することができるようにすること。 ・妊娠23週まで　４週間に１回 ・妊娠24週から35週まで　２週間に１回 ・妊娠36週から出産まで　１週間に１回 イ　出産後１年以内の場合は、医師又は助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときはその指示するところにより、当該必要な時間を確保することができるようにすること。 ⑤ 継続雇用制度（高年齢者雇用安定法第９条） 定年（65歳未満のものに限る）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次に掲げる措置のいずれかを講じなければなりません。 なお、定年年齢は、60歳以上でなければなりません。 ア　65才以上の定年 イ　希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度 ウ　定年の定めの廃止 ⑥ 育児休業・介護休業（育児・介護休業法第5条、第15条、第21条、第22条） 子が１歳を超えても育児休業が必要と認められる一定の場合には、２歳に達するまで延長できます。また、育児休業の分割取得及び出席時育児休業（産後パパ育休）の取得が可能です。 育児休業を取得しやすい雇用環境整備措置（研修、相談窓口設置等）及び、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の措置が義務化されています。 介護休業について、対象家族１人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに、通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得できます。 育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大について、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになりました。 ⑦ 子の看護等休暇・介護休暇（育児・介護休業法第16条の2、5） 子の看護等休暇について、小学校第３学年修了までの子を養育する労働者は、１年に５日（就学前の子が２人以上いる場合は10日）まで、休暇を取得することができます。時間単位での取得が可能です。取得理由に、負傷、疾病、予防接種、健康診断のほか、新たに感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式が追加されました。 介護休暇について、要介護状態にある対象家族の介護等を行う労働者は、対象家族が１人であれば年に５日まで（２人以上であれば年に10日）まで、対象家族の介護・通院等の付添いその他の世話のために、休暇を取得することができます。時間単位での取得が可能です。 労使協定の締結により対象から除外できる労働者の範囲が見直され　、入社間もない労働者も請求が可能となりま		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	した。		
6　労使協定	(1)　36条協定（時間外及び休日労働等）を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出ていますか。 直近の締結年月日 直近の届出年月日 協定期限 ※ 36条協定は、締結のみならず、所轄の労働基準監督署長への届出が効力発生要件とされています。	はい・いいえ	労基法第36条
	(2)　給与からの法定外控除を行っている場合は、24条協定を締結していますか。また、控除項目をもれなく協定していますか。 直近の締結年月日 協定内容（控除しているもの） ※ 給食費、親睦会費、共助会掛金、財形貯蓄等の法定外控除を行うためには、労使協定が必要です。 ※ 24条協定については、労働基準監督署への提出は不要です。	はい・いいえ	労基法第24条
7　給与規程	(1)　給与規程は、就業規則の一部を成しているもので、職員代表の意見を聴くとともに、理事会の審議を経て整備され、作成及び改正ごとに所轄の労働基準監督署に届け出ていますか。 直近の改正の理事会議決日 直近の給与規程の届出日 直近の改正内容	はい・いいえ	労基法第89条、90条
	(2)　給与規程に基づき、給与を適正に支給していますか。 ① 給与表　有・無 ② 給与格付（基準）表　有・無 ③ 初任給格付（基準）表　有・無 ④ 前歴換算（基準）表　有・無 ※ 職員の勤務実態と出勤簿、給与台帳、源泉徴収票、退職金積立加入者名簿等関係帳簿は一致することが必要です。	はい・いいえ	
	(3)　給与規程に基づき、諸手当を適正に支給していますか。 ① 通勤手当　有・無 ② 扶養手当　有・無 ③ 住居手当　有・無 ④ 夜勤手当　有・無 ⑤ 管理職手当　有・無　支給率（額）　%円 ⑥ 特殊業務手当　有・無　支給率（額）　%円 ⑦ 期末、勤勉手当（賞与）　有・無　年間計　月分 ⑧ 退職手当　有・無 □ 福祉医療機構退職手当共済 □ 県社会福祉共助会退職共済 □ その他　（　） ⑨ その他手当　（　） ※ 支給されている手当は、すべて給与規程に明確に定められていることが必要です。	はい・いいえ	
	(4)　通勤手当、住居手当又は扶養手当については、届出書や家賃証明書等の検証資料に基づき認定していますか。	はい・いいえ	
8　パートタイム労働者	(1)　パートタイム労働者（短時間労働者）の就業規則を整備していますか。 常勤職員と同じ・別途作成している	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ パートタイム労働者（短時間労働者）とは、いわゆる非常勤職員やパート職員など１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者のことをいいます。		
	(2)　パートタイム労働者を雇用する際に、雇用契約書、採用辞令又は雇入れ通知書等の文書により、賃金、労働時間その他の労働条件を明示して交付していますか。 ※ 書面を交付して明示しなければならない労働条件は次のとおりです。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項と変更の範囲 ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を２組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。） ⑦ 昇給の有無に関する事項 ⑧ 退職手当の有無に関する事項 ⑨ 賞与の有無に関する事項 ⑩ 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 ⑪ 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 ※ 有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限がある場合には、その内容の明示が必要となります。 ※ 更新上限を新設・短縮しようとする場合は、あらかじめその理由を労働者に説明することが必要となります。	はい・いいえ	労基法第15条 パートタイム労働法第6条 労基法施行規則第5条 労基法施行規則第５条 雇止めに関する基準第1条
	(3)　一定の要件に該当するパートタイム労働者については、社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入していますか。 ※ パートタイム労働者の雇用保険加入基準 ① １週間の所定労働時間が20時間以上であること ② 31日以上の雇用見込みがあること（31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除く） ※ パートタイム労働者の健康保険・厚生年金保険資格要件 ① 勤務時間・勤務日数が常時雇用者の概ね4分の3以上の者 ② 勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の1～5に該当する者 1 週の所定労働時間が20時間以上 2 賃金の月額が8.8万円以上であること 3 雇用期間が2か月以上見込まれること 4 学生でないこと（夜間、定時制の方は除く） 5 【令和6年10月1日から】 従業員（厚生年金保険の被保険者数）が常時51人以上であること。または従業員50人以下の企業で、労働組合などと事業主が社会保険の加入について合意していること。	はい・いいえ	雇用保険法第6条
	(4)　パートタイム労働者にも年次有給休暇を適正に付与していますか。また、年次有給休暇の繰越しも適正に行っていますか。	はい・いいえ	労基法第39条
	(5)　通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者について、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けていませんか。	はい・いいえ	パートタイム・有期雇用労働法第10条、8条、9条

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 不合理な待遇差を設けないようにするための中心的な考え方は以下のとおりです。 【均等待遇】 短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、短時間・有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いを禁止すること ※均等待遇では、待遇について同じ取扱いをする必要があります。同じ取扱いのもとで、能力、経験等の違いにより差がつくのは構いません。 【均衡待遇】 短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲、③その他の事情（※）を考慮して不合理な待遇差を禁止すること （※その他の事情：「職務の内容」、「職務の内容・配置の変更の範囲」以外の事情で、個々の状況に合わせて、その都度検討します。成果、能力、経験、合理的な労使の慣行、労使交渉の経緯は、「その他の事情」として想定されています。） ※ 事業主が、均等待遇、均衡待遇のどちらを求められるかは、短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲が同じか否かにより決まります。①と②が同じ場合には、短時間・有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いが禁止され、「均等待遇」であることが求められます。 それ以外の①あるいは②が異なる場合は「均衡待遇」であることが求められ、短時間・有期雇用労働者の待遇は、①と②の違いに加えて「③その他の事情」を考慮して、通常の労働者との間に不合理な待遇差のないようにすることが求められます。 例えば、基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支払うもの、業績又は成果に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うものなど、その趣旨・性格が様々である現実を認めた上で、それぞれの趣旨・性格に照らして、実態に違いがなければ同一の（均等待遇）、違いがあれば違いに応じた（均衡待遇）支給を行わなければなりません。昇給、賞与、各種手当、福利厚生等についても同様の考え方になります。 ※ 有期労働者は、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、当該労働者の申込みにより、無期労働契約に転換しなければなりません。 ※ 無期転換申込権が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換の申込機会及び無期転換後の労働条件を書面により明示することが必要となります。		労働契約法第18条
	(6) 短時間雇用管理者を選任していますか。 短時間雇用管理者 ［　　］ 氏名 ［　　］	はい・いいえ	パートタイム労働法第16条
	(7) 最低賃金の減額特例許可を受けていますか。 職 ［　　］ 氏名 ［　　］ 許可年月日 ［　　］ 許可金額 ［　　］円以上 許可減額率 ［　　］% ※埼玉県の最低賃金は、時給 1,196 円です（令和8年10月1日～）。 令和8年9月30日までは1,141円	該当・非該当	最低賃金法第7条
9 職員の健康管理	(1) 職員数が常時50人以上の施設については、衛生管理者及び産業医を選任し、所轄の労働基準監督署に届け出ていますか。 衛生管理者職 ［　　］ 氏名 ［　　］	はい・いいえ・該当なし	労働安全衛生法第12、13条

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	産業医氏名 ［　　］ ※ 常時50人以上の職員を使用する事業場においては、衛生管理者及び産業医の選任が必要です。また、衛生管理者は衛生委員会を開催するなど、衛生に係る技術的事項を管理します。		
	(2)　職員数が常時50人以上の施設については、衛生委員会を設置し、労働安全衛生法の規定のとおり運営していますか。 前年度開催回数［　　］回　記録の有無［有・無］ ※ 衛生委員会は、①総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（１名）、②衛生管理者、③産業医、④労働者（衛生に関する経験を有する者）で構成されます。②から④の委員については、事業者が委員を指名することとされており、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければなりません。	はい・いいえ・該当なし	労働安全衛生法第18条
	(3)　職員数が常時10人以上50人未満の施設については、衛生推進者を選任していますか。 衛生推進者職［　　］　氏名［　　］	はい・いいえ・該当なし	労働安全衛生法第12条の2
	(4)　職員の定期健康診断を１年に１回以上実施していますか。また、夜間勤務職員は、６か月に１回以上実施していますか。 ○前年度健康診断実施年月日 実施年月日［　　］　対象者［全員・夜勤者のみ］ 実施年月日［　　］　対象者［全員・夜勤者のみ］	はい・いいえ	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第45条
	(5)　パートタイム労働者についても、定期健康診断を実施していますか。 ※ パートタイム労働者の健康診断は、その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の４分の３以上の者が対象ですが、２分の１以上である者に対しても健康診断を行うことが望ましいとされています。	はい・いいえ	労働安全衛生法第66条
	(6)　健康診断の項目は、次のとおりとなっていますか。 （実施している項目を選択してください。） ☐ 既往歴・業務歴の調査 ☐ 自覚症状・他覚症状の有無の調査 ☐ 身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査 ☐ 胸部エックス線検査・かくたん検査 ☐ 血圧の測定 ☐ 貧血検査（血色素量・赤血球数） ☐ 肝機能検査（GOT、GPT及びγ－GTP） ☐ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量） ☐ 血糖検査 ☐ 尿検査（尿中の糖・蛋白の有無） ☐ 心電図検査 ※ 検査項目によっては、基準に基づき、医師が必要ないと認めるときは省略することができます。	はい・いいえ	労働安全衛生規則第44条
	(7)　職員数が常時50人以上の施設については、定期健康診断の結果について、所轄の労働基準監督署に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	労働安全衛生規則第52条
	(8)　職員採用時に健康診断を実施していますか。 （必要項目は(6)の項目からかくたん検査を除いたものです。） ※ 常時使用する労働者（常時使用するパートタイム労働者を含む）	はい・いいえ・該当なし	労働安全衛生規則第43条

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行わなければなりません。ただし、医師による健康診断を受けた後、３月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りではありません。		
	(9)　職員数が常時50人以上の施設については、ストレスチェックを実施し、その結果について、所轄の労働基準監督署に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	労働安全衛生法第66条の10
10　秘密保持等	(1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例39第15条第1項
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時に取り決めるなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例39第15条第2項 基準解釈通知第3・3(46)②
	(3)　他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平24条例39第15条第3項
	(4)　「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(H28.11月個人情報保護委員会）」に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。 安全管理措置：□ 規程の整備　名称（　　） □ 組織体制の整備　□ 研修の実施 □ その他　（　　） 第三者提供に係る記録の方法：□ その都度記録を作成　□ 一括して記録を作成 □ その他　（　　） 苦情対応窓口：□ 有　（部署名　　）　□ 無 ※「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く。） ② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること ③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること ④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長３年）

⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること

⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること
※ 用語の定義
・「個人情報」
生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの

・「要配慮個人情報」
本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報

・「個人データ」
個人情報データベース等を構成する個人情報
※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11　勤務体制の確保等</td><td>(1)　利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、サービスの種類ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。

※　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</td><td>はい・いいえ</td><td>平25規則27第38条第1項

基準解釈通知第3・3(38)①</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)　サービスの種類ごとに、当該施設の従業者によってサービスを提供していますか（利用者の支援に直接影響を及ぼさない洗濯等の業務を除く。）。</td><td>はい・いいえ</td><td>平25規則27第38条第2項</td></tr>
<tr><td></td><td>(3)　従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。

前年度の研修計画
<table><tr><th>研修内容</th><th>実施時期</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>※ 研修機関による研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</td><td>はい・いいえ</td><td>平25規則27第38条第3項</td></tr>
<tr><td></td><td>(4)　適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。

※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設等には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。指定障害</td><td>はい・いいえ</td><td>平25規則27第38条第4項

基準解釈通知第3・3(38)④</td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	者支援施設等が講ずべき措置の具体的内容及び指定障害者支援施設等が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ア　事業；　主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 イ　事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、以下の①②③が規定されているので参考にしてください。 ①　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） ③　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）		
第１－３　施設管理			
1　施設整備の状況	施設、設備及び居室等について、増改築や用途変更を行った場合は届け出ていますか。 ※ 増改築や用途変更を行う場合は、市担当課と協議をし、必要な届出等を行ってください。	はい・いいえ・該当なし	
2　給水設備、入浴設備及び昇降機設備の管理	(1)　貯水槽（受水槽等）については、適切に保守管理していますか。 貯水槽の容量等 全容量　　㎥　有効容量　　㎥ 貯水槽の清掃年月日 直近の貯水槽の法定検査年月日 ※ 受水槽の有効容量が10㎥を超えるものは、簡易専用水道として、管理する必要があります。 ※ 簡易専用水道の設置者は、保守点検業者による保守点検、清掃とは別に厚生労働大臣の登録を受けた者による法定検査が必要です。検査依頼の際は、必ず登録を受けたものかどうか確認してください。なお、簡易専用水道の法定点検・清掃の頻度は1年以内ごとに１回です。	はい・いいえ・該当なし	水道法第3条、第34条の2 水道法施行令第2条 水道法施行規則第55条、第56条
	(2)　入浴設備については、適切に保守管理していますか。 ※ 浴槽水は、毎日完全に換えることが原則ですが、これにより難い	はい・いいえ	レジオネラ症を予防

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	場合でも、最低でも１週間に１回以上完全に換えるとともに、ろ過器及び配管内等の清掃を行い、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染防止に努めてください。 ※ 少なくとも１年に１回以上水質検査を行い（毎日完全換水しない場合（連日使用型）は１年に２回以上、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合は１年に４回以上）、レジオネラ属菌に汚染されているか否かを確認する必要があります。 ○ 昨年度実施した浴槽水の水質検査実施状況（回数）等を記載してください。 換水頻度 / 数 / 循環式※（必要回数） / 非循環式（必要回数） 集団浴 連日使用型： 基 (2回以上) (1回以上) 集団浴 毎日換水型： 基 (1回以上) (1回以上) 機械浴個浴 連日使用型： 基 (2回以上) かけ流しなら不要 機械浴個浴 毎日換水型： 基 (1回以上) (不要) ※循環式浴槽には、追い炊き機能も含みます。		するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号）
	(3) 昇降機設備については、専門業者による定期的な点検を行っていますか。 定期点検 年 回 法定検査年月日 法定検査報告年月日	はい・いいえ・該当なし	建築基準法第12条第3項 建築基準法施行規則第6条
3 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を策定していますか。 ※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。	はい・いいえ	平25規則27第40条 基準解釈通知第3・3(41)③
	(2) 収容人員（利用者と従業者を合算した人数）が30人以上の場合には、防火管理者（施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者）を選任し、消防署に届け出ていますか。 ① 防火管理者名 ( ) ② 届出日 ( )	はい・いいえ・該当なし	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行令第1条の2、第3条
	(3) 消防計画のほか、大規模な災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	川越市地域防災計画令和5年11月（震災対策編）第1章第3節第4の3
	(4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	基準解釈通知第3・3(41)④
	(5) 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。	はい・いいえ	
	(6) 消防機関の協力を得て、年2回以上の消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。 直近2回の訓練実施日 実施日 / 消防職員の立会 / 夜間訓練 / 参加者数 有・無 / 有・無 / 人 有・無 / 有・無 / 人	はい・いいえ	消防法施行規則第3条第10項

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>(7)　(6)の訓練の記録を作成し、出席できなかった職員に回覧等することで情報を共有していますか。</td><td>はい・いいえ</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(8)　(6)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。
※ 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</td><td>はい・いいえ</td><td>基準解釈通知第3・3(41)⑤</td></tr>
<tr><td></td><td>(9)　カーテン、じゅうたん等は、消防法で防炎性能を有する物品となっていますか。</td><td>はい・いいえ</td><td>消防法第8条の3第1項</td></tr>
<tr><td></td><td>(10)　消防用設備については、専門業者による定期的な点検（機器点検６月ごと年２回、総合点検１年に１回）を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。
直近2回の実施状況
<table>
<tr><th>実施日</th><th>点検内容</th><th>届出日</th></tr>
<tr><td></td><td>総合点検・機器点検</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>総合点検・機器点検</td><td></td></tr>
</table></td><td>はい・いいえ</td><td>消防法第8条の3第1項</td></tr>
<tr><td></td><td>(11)　災害に備えて、下記の物資等を３日分程度備蓄していますか。（努力義務）
① 非常用食料（特別食を含む）
② 飲料水
③ 常備薬
④ 介護用品
⑤ 照明器具
⑥ 熱源
⑦ 移送用具（担架、ストレッチャー等）</td><td>はい・いいえ</td><td>川越市地域防災計画令和5年11月（震災対策編）第1章第3節第4の3</td></tr>
<tr><td>4　施設設備の点検</td><td>自主点検表の作成に合わせ、下記の項目の施設内の点検をお願いします。
① 階段、ベランダ、屋上、窓等は転落防止がなされているか。
② 床破損、欠損、段差等、歩行に障害（危険）はないか。
③ 非常口の開閉、非常口への通行に障害（不要物の放置）はないか。
④ 避難路、非常階段、非常用滑り台に障害（障害物、無灯火、樹木、着地の安全）はないか。
⑤ ガラスの破損（特に２階以上の階）による事故防止に配慮がなされているか。
⑥ ベッドからの転落防止がなされているか。
⑦ 家具、備品などの転倒防止がなされているか。
⑧ 棚(居室や洗面所等）などから物が落ちる恐れがないか。
⑨ 居室及び宿直室等の暖房器具（電気・石油ストーブ）の安全対策がなされているか。（転倒防止、接触防止、換気等）
⑩ 換気扇等のカバーが外れ回転部が、露出していることはないか。
⑪ 小型昇降機（リフト）は停止の状態で扉が開くことがないか。
⑫ 手洗い場、トイレの設備に不備はないか。良く清掃されているか。
⑬ マンホールの蓋は容易に開けられる状態になっていないか。
⑭ 建物上部からの落下物への対策がなされているか。
⑮ 門扉の開閉に問題（破損や鍵の故障等）はないか。
⑯ 危険物が放置されていないか。（特に火気を使用する付近の紙・布類等の可燃物）
⑰ 火災通報装置等の前に物が置かれていないか。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	⑱ 物置、車庫や門扉・堀など附帯設備の管理は十分か。 ⑲ 送迎バスの駐車場所の安全は確保されているか。特に利用者の乗降時の安全確認等を行っているか。 ⑳ 利用者の安全確保のため、職員の死角となるような箇所はないか。 不良個所番号 ／ 不良個所の状態 不良個所番号 ／ 不良個所の状態 不良個所番号 ／ 不良個所の状態		
第１－４　その他			
1　変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部障害者福祉課）に届け出ていますか。 ① 施設の名称及び所在地 ② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ⑤ 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 介護給付費・訓練等給付費の請求に関する事項 ⑧ 協力医療機関の名称、診療科目、契約内容等	はい・いいえ・該当なし	法第46条第3項 法施行規則第34条の26
2　業務管理体制の整備	(1)　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出年月日 届出先 （届出先） ① 指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 全ての指定事業所が１の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長 ③ ①及び②以外の事業者・・・埼玉県知事 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所数20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所数20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ 事業所数100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要	はい・いいえ	法第51条の2
	(2)　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組（例）を選択してください。 □ 介護報酬の請求等のチェックを実施 □ 内部通報、事故報告に対応している □ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している □ その他（　　）	はい・いいえ	
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ	
第２－１　基本方針等（障害者支援施設）			
1　一般原則	(1)　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	はい・いいえ	平25規則27第3条第1項
	(2)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則27第3条第2項
	(3)　利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則27第3条第4項
	(4)　利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則27第3条第5項
2　利用者の状況	サービス種別ごとの利用者の状況等を記入してください。 （令和　　年　　月　　日現在）		

サービス種別	定員	現員（契約者数）	前年度平均利用者数	前年度利用者数延数	前年度開所日数
①生活介護					
②短期入所					
③施設入所支援					
④自立訓練（機能訓練）					
⑤自立訓練（生活訓練）					
⑥就労移行支援					
⑦就労継続支援B型					

※ 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用います（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とします。

報酬留意事項通知第2・1(5)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した施設において、新設又は増床分の定員に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者の数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とします。これに対し、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者の数の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とします（定員を減少する場合も同様とする。）。 ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとします。 （１人部屋／２人部屋／３人部屋／４人部屋） 施設入所：室／人 短期入所：室／人 （区分６／区分５／区分４／区分３／区分２／区分１／区分０） 生活介護（現員）の障害支援区分：人		
3　従業者の状況	管理者及びサービス種別ごとの従業者の人数を記入してください。 勤務：常勤／非常勤 管理者：専従／兼務 サービス管理責任者：専従／兼務 サービス種別：①／② 勤務：常勤(a)／非常勤／常勤換算(b)／計(c=a+b)／基準数(d)／過不足数(c−d) 生活支援員／職業指導員／就労支援員／看護職員／理学療法士・作業療法士／／／ 専従／兼務 ※ 必要に応じて職名を変更、追加して記載してください。 【常勤等の定義】 「常勤換算方法」（基準解釈通知第2・2(1)） 障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延べ時間数は、当該施設の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数です。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	以外の所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 「常勤」（基準解釈通知第2・2(3)） 指定障害者支援施設等における勤務時間が、当該施設等において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 また、当該施設等に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、障害者支援施設と短期入所事業所が併設されている場合、当該障害者支援施設の管理者と当該短期入所事業所の管理者とを兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第１号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」（基準解釈通知第2・2(4)） 原則として、サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の当該障害者支援施設等における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 「前年度の平均値」（基準解釈通知第2・2(5)） 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とします。 この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。		
第２－２　人員に関する基準（障害者支援施設）			
1-1 従業者の員数 生活介護を行う場合	(1)　看護職員（保健師、看護師・准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに常勤換算方法で、次の①～③の平均障害支援区分に応じた数及び④の数を合計した数以上となっていますか。 ① 平均障害支援区分４未満→利用者数を６で除した数以上 ② 平均障害支援区分４以上５未満→利用者数を５で除した数以上 ③ 平均障害支援区分５以上→利用者数を３で除した数以上 ④ 平均障害支援区分３(50歳以上は区分２)以下の利用者がいる場合 →①～③の数に障害支援区分３(５０歳以上は区分２)以下の利用者の数を１０で除した数を合計した数 ⑤ 経過措置利用者がいる場合 →①～④の数に経過措置利用者数を１０で除した数を合計した数 施設の平均障害支援区分：　0.0 障害支援区分３以下の利用者数：　0 50歳以上の区分２以下の利用者数：　0 経過措置利用者数：　0 ※　利用者の数は、前年度の平均値とします。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によります。以下(2)まで同様です。 ※ 平均障害支援区分の算出に当たっては、小数点第２位以下を四捨五入します。 ※　生活介護における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者延べ数（利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間３時間未満、所要時間３時間以上４時間未満、所要時間４時間以上５時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、所要時間５時間以上６時間未満、所要時間６時間以上７時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数として計算を行う）を開所日数で除して得た数とします。この算	はい・いいえ	平24条例39第3条第1項第1号 基準解釈通知第3・1(1)①イ 基準解釈通知第2・2(5)①

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとします。 　なお、令和６年度においては、令和６年３月の支援実績等や、本人の利用意向を確認すること等により把握した、令和６年４月以降に個別支援計画に定めると見込まれる標準的な時間により前年度の利用者延べ数を算出できるものとし、その数を基に、前年度の平均値を算出することができます。 ※　生活介護については、利用者に対するサービス提供の所要時間に応じた基本報酬の設定となることから、利用者数を算出するに当たっては、所要時間を踏まえた算定とします。 　具体的には、上に記載のとおりですが、新たに事業を開始若しくは再開し、又は増床した場合、新設等又は増床分の定員に関し、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等又は増床の時点から６月未満の間は、便宜上、利用定員の90%に利用者に対するサービス提供の所要時間の見込みに応じ、２分の１又は４分の３を乗じた数を利用者の数とし、新設等又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者の延べ数に利用者に対するサービス提供の平均所要時間に応じて２分の１又は４分の３を乗じた数を当該６月間の開所日数で除して得た数とします。 　また、新設等又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者の延べ数（所要時間に応じて２分の１又は４分の３を乗じて得た数）を当該１年間の開所日数で除して得た数とします。 　これに対し、減床の場合には、減床後の実績が３月以上あるときは、減床後の直近３月間における全利用者の数の延べ数（所要時間に応じて２分の１又は４分の３を乗じて得た数）を当該３月間の開所日数で除して得た数とします（定員を減少する場合も同様）。		基準解釈通知第2・2(5)②
	(2)　人員配置体制加算を算定する場合は、「利用者数：従業者数（常勤換算）」が次の基準に適合していますか。 該当する加算：（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）・該当なし ① 人員配置体制加算（Ⅰ）…（1.5：1）に該当 （区分5,6に該当する（準ずる）利用者が総数の60/100以上） ※　「準ずる」とは、区分４以下であって、行動関連項目合計点数が１０点以上である者又は区分４以下であって喀痰吸引等を必要とする者　以下②③も同様 ② 人員配置体制加算（Ⅱ）…（1.7：1）に該当 （区分5,6に該当する（準ずる）利用者が総数の60/100以上） ③ 人員配置体制加算（Ⅲ）…（2：1）に該当 （区分5,6に該当する（準ずる）利用者が総数の50/100以上） ④ 人員配置体制加算（Ⅳ）…（2.5：1）に該当	はい・いいえ	平18厚労告523別表第6・2・注１～注４ 平18厚労告551第6号イ・ロ・ハ・ニ 報酬留意事項通知第2・2(6)③
	(3)　看護職員及び生活支援員は、生活介護の単位ごとに、それぞれ１以上配置していますか。	はい・いいえ	平24条例39第3条第1項第1号
	(4)　生活支援員のうち１人以上は常勤となっていますか。	はい・いいえ	
	(5)　理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うための必要な数となっていますか。 ※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保が困難な場合は、機能訓練指導員として、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を置くことができます。 ※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練は、生活支援員が兼務して差し支えありません。	はい・いいえ	基準解釈通知第3・1(1)①ウ

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(6)　医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していますか。 ※ 必要な数の配置とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取扱って差し支えありません。 ※ 生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができますが、その場合にあっては所定単位数を減算することになります。 ※ 手当は、勤務時間、職務内容等に見合った適正な額としてください。 ※ 嘱託医とする場合は契約書を作成してください。 ※ 利用者に対する医療については診療報酬が算定できない場合があります。 嘱託医氏名 / 手当額 / 形態 / 主たる勤務先 / 専門科目 / 勤務日数 専任・嘱託 専任・嘱託 専任・嘱託	はい・いいえ	平24条例39第3条第1項第1号 基準解釈通知第3・1(1)①ア
1-2　従業者の員数 自立訓練(機能訓練)を行う場合	(1)　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で利用者の数を６で除した数以上ですか。	はい・いいえ	平24条例39第3条第1項第2号
	(2)　看護職員は、１以上配置していますか。 看護職員のうち１人以上は常勤となっていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	(3)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、１以上となっていますか。 ※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保が困難な場合は、機能訓練指導員として、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を置くことができます。 ※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練は、生活支援員が兼務して差し支えありません。	はい・いいえ	
	(4)　生活支援員の数は、１以上となっていますか。 生活支援員のうち１人以上は常勤となっていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	(5)　訪問による機能訓練を提供する場合、上記(1)～(4)に規定する員数の従業員に加えて、訪問による機能訓練を提供する生活支援員を１人以上置いていますか。	はい・いいえ・該当なし	基準解釈通知第3・1(1)②ウ
1-3　従業者の員数 自立訓練(生活訓練)を行う場合	(1)　生活支援員の総数は、常勤換算方法で、生活訓練の利用者を６で除した数以上となっていますか。また、１人以上は常勤となっていますか。	はい・いいえ	平24条例39第3条第1項第3号
	(2)　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を配置している場合については、生活支援員及び看護職員の総数が、生活訓練の利用者を６で除した数以上となっていますか。 また、生活支援員及び看護職員をそれぞれ１人以上配置するとともに、生活支援員のうち1人以上は常勤となっていますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	
	(3)　訪問による生活訓練を提供する場合、上記(1)～(2)に規定する員数の従業者に加えて、訪問による生活訓練を提供する生活支援員を１人以上置いていますか。	はい・いいえ・該当なし	基準解釈通知第3・1(1)③エ

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	員を１人以上置いていますか。		
1-4　従業者の員数 就労移行支援を行う場合	(1)　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で利用者の数を６で除した数以上ですか。	はい・いいえ	平24条例39第3条第1項第4号
	(2)　職業指導員の数は、１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(3)　生活支援員の数は、１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(4)　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は常勤となっていますか。	はい・いいえ	
	(5)　就労支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を１５で除した数以上となっていますか。 ※　就労支援員は、職場実習のあっせん、求職活動の支援、就職後の職場定着のための支援等、障害者の就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいです。	はい・いいえ	基準解釈通知第3・1(1)④イ
1-5　従業者の員数 就労継続支援B型を行う場合	(1)　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を１０（Ⅰ型の報酬を算定している場合は７．５）で除した数以上となっていますか。	はい・いいえ	平24条例39第3条第1項第5号
	(2)　職業指導員の数は、１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(3)　生活支援員の数は、１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(4)　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は常勤となっていますか。	はい・いいえ	
1-6　従業者の員数 施設入所支援を行う場合	生活支援員は施設入所支援の単位ごとに、次の人数となっていますか。 ① 利用者数が60人以下 →１人以上 ② 利用者数が61人以上 →１人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ③ 生活介護以外の昼間実施サービスの利用者に対してのみ提供する場合 →①又は②にかかわらず、宿直勤務を行う生活支援員１人以上 ※　施設入所支援については、夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから、当該夜間の時間帯を通じて、施設入所支援の単位ごとに、利用定員の規模に応じ、夜勤を行う生活支援員を必要数配置してください。	はい・いいえ	平24条例39第3条第1項第6号 基準解釈通知第3・1(1)⑥ア
2　サービス管理責任者	現在配置しているサービス管理責任者について、内容を記入してください。		

氏名	常勤・非常勤		就任日：	年	月	日		
			届出日：	年	月	日		
実務経験	業務期間	通算：	年	月間				
	従事日数	通算：	日					
	業務内容	職名：						
	○旧サービス管理責任者研修		修了日：	年	月	日		
	○サービス管理責任者等基礎研修		届出日：	年	月	日		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等

研修受講状況	○サービス管理責任者等実践研修	届出日： 年 月 日	
	○サービス管理責任者等更新研修	届出日： 年 月 日	
	○相談支援従事者初任者研修（講義部分）	届出日： 年 月 日	
	※　研修未受講者である場合		
	・配置された事由：		
	・猶予措置終了日：	年 月 日	

※ 平成３０年度までに受講した従前の「サービス管理責任者研修」は、「旧サービス管理責任者研修」として終了日を記入してください。

サービス管理責任者について、内容を記入してください。（２名以上の場合）

氏名	常勤・非常勤	就任日： 年 月 日	
		届出日： 年 月 日	
実務経験	業務期間	通算： 年 月間	
	従事日数	通算： 日（実際に従事した日数が180日以上で1年）	
	業務内容	職名：	
研修受講状況	○旧サービス管理責任者研修	修了日： 年 月 日	
	○サービス管理責任者等基礎研修	届出日： 年 月 日	
	○サービス管理責任者等実践研修	届出日： 年 月 日	
	○サービス管理責任者等更新研修	届出日： 年 月 日	
	○相談支援従事者初任者研修（講義部分）	届出日： 年 月 日	
	※　研修未受講者である場合		
	・配置された事由：		
	・猶予措置終了日：	年 月 日	

※ 平成３０年度までに受講した従前の「サービス管理責任者研修」は、「旧サービス管理責任者研修」として終了日を記入してください。

(1)　サービス管理責任者は、次の人数以上ですか。また、1人以上は常勤となっていますか。 施設入所支援は、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねていますか。 ① 利用者数が60人以下 →１人以上 ② 利用者数が61人以上 →１人に、利用者数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、サービス管理責任者の数は、昼間実施サービスの利用者の合計数に対して配置すれば足りるものとします。	はい・いいえ はい・いいえ	平24条例39第3条 平24条例39第4条第2項
(2)　サービス管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。 一　次の(一)～(三)のいずれかの業務の実務経験者であること (一)　次のイ及びロの期間を通算した期間が５年以上 イ　相談支援業務 次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間 (1)　障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業 (2)　児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3)　障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 (4)　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	はい・いいえ	平18厚労告544

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(5)　特別支援学校 (6)　病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る）等 ロ 直接支援業務 次の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間 (1)　障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室 (2)　障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業所 (3)　病院・診療所、訪問看護事業所 (4)　特例子会社 (5)　特別支援学校　　等 (二) 次の期間を通算した期間が８年以上である者 ○ 直接支援業務 上記(一)ロの事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 (三) 上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が３年以上、かつ、国家資格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通算して３年以上である者 ※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士　等 二　次のイ及びロの要件に該当する者であって、ロに定めるサービス管理責任者実践研修を修了した翌年度以降の５年度ごとに、サービス管理責任者更新研修を修了したもの （ロに定める実践研修の修了日から５年を経過する日の属する年度の末日までの間は、更新研修修了者とみなす。） イ サービス管理責任者基礎研修（実務経験が２年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修）を修了し、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) 相談支援従業者初任者研修（講義部分）修了者 (2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者 ロ 次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者で、サービス管理責任者実践研修を修了したもの (1)　基礎研修修了以後、実践研修開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者 (2)　平成３１年４月１日において、旧告示に規定するサービス管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの 【更新研修未修了】　告示第1号ニ 期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧サービス管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となったものとする。 【研修受講に係る経過措置】　告示第1号ロ、ハ、ヘ ① 旧サービス管理責任者研修修了者 平成３１年３月３１日において旧要件を満たす者については、令和６年３月３１日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。 ② 基礎研修修了者で実務要件を満たしている者 実務経験者が平成３１年４月１日以後令和４年３月		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	３１日までに基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日から３年を経過するまでの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。 ③ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合 やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から１年間は、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす。（※ただし、川越市障害者福祉課が認めたものに限る。） 【配置時の取扱いの緩和等】　告示第1号ホ 常勤のサービス管理責任者が配置されている場合 ○基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可 ○基礎研修修了者を２人目のサビ管として配置可		
3　従業者の職務の専従	従業者は、当該職務の専従となっていますか。 ※ サービス管理責任者については、原則として専従でなければならず、生活支援員等との兼務は認められませんが、サービス提供に支障がない場合は、他の職務に従事できるものとします。この場合においては、原則としてはサービス管理責任者が生活支援員等の他の職務に従事した勤務時間を、他の職務に係る常勤換算に当たって、勤務時間に算入することはできません。 ※ １人のサービス管理責任者は利用者数60人までの個別支援計画の作成等の業務を行うことができることから、この範囲内で、①又は②のサービス管理責任者との兼務は差し支えありません。 ①宿泊型自立訓練事業所、（外部サービス利用型）共同生活援助事業所 ②大規模事業所等の専従・常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者	はい・いいえ	平24条例39第3条第3項 基準解釈通知第3・1(1)①エ
4　複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、サービスごとに常勤の配置が義務づけられている職員（医師及びサービス管理責任者を除く。）について、1人以上は常勤を配置していますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例39第4条第1項
5　従たる事業所を設置する場合の特例	事業所において「従たる事業所」を設置している場合、主たる事業所及び従たる事務所において、それぞれ常勤かつ専従の従業者（サービス管理責任者を除く。）が１人以上確保されていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例39第5条
第２－３　設備に関する基準			
1　設備 各サービス共通	居室の利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9㎡以上となっていますか。 運営上必要な設備を設けていますか。 （該当する設備を選択してください。） □ ①訓練・作業室　・訓練、作業に支障がない広さを有すること ・訓練、作業に必要な機械器具等を備えること □ ②居室　・居室の定員は４人以下とすること ・地階に設けられていないこと ・寝台又はこれに代わる設備を備えていること ・一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられていること ・必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること □ ③食堂　・食事の提供に支障がいない広さを有すること	はい・いいえ はい・いいえ	平24条例39第6条 平25規則27第5条

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	□ ④浴室 ・必要な備品を備えていること ・利用者の特性に応じたものであること □ ⑤洗面所・便所 ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること □ ⑥相談室 ・談話の漏えいを防ぐ間仕切り等を設けること □ ⑦廊下幅 ・1.5m以上、中廊下幅は1.8m以上とすること ・廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること □ ⑧多目的室 （支障がない場合は相談室と兼用可）		
2 施設・設備の状況	【設備等の状況】 (1) 便所、廊下は、利用者が安全・快適に生活できるだけの広さがあり、施設の構造や設備が、利用者の特性に応じたものとなっていますか。 ・便所、廊下、ベッド間、ドアの幅、食堂のイス テーブル間の広さは十分ありますか。 ・ベランダへの出入口、玄関、廊下等は安全で、障害の特性に配慮されていますか。 ・車椅子、歩行補助杖等の使用に際して利便性が配慮されていますか。 ・危険のない建築構造、滑りにくい床材、ゆるやかなスロープや階段、手すりの設置等の配慮はありますか。 ・出入口等のスロープの傾斜度は安全ですか。 工夫・改善を要する箇所 ／ 工夫・配慮の例	はい・いいえ	平25規則31第3条ほか
	【清掃・温度・臭気対策・採光】 (2) 施設・設備の管理に当たっては、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に配慮していますか。 ・便所、作業室等の清掃は日常的にきちんと行われていますか。 ・施設内の消毒や害虫駆除は適切に行われていますか。 ・委託の場合は、衛生管理マニュアル、仕様書は整備されていますか。 ・便所、作業室の室温、湿度を適正に保っていますか。 ・施設内の臭気の除去は、適切な方法で行われていますか。 （例）換気装置、清潔の工夫努力、脱臭剤や脱臭装置等の使用等 ・建物内の明るさは十分ですか、日光の入らない場所の配慮は適切ですか。 清掃、管理マニュアル 有・無 作業室の冷暖房 有・無 便所の冷暖房 有・無 室温チェックの有無 有・無 臭気対策 有・無	はい・いいえ	
第２－４ 運営に関する基準（障害者支援施設）			
1 契約支給量の報告等	(1) サービス提供に当たり、受給者証記載事項（施設の設置者・施設名、サービス内容、契約支給量(月当たり)、契約日等）を利用者の受給者証に記載していますか。	はい・いいえ	平25規則27第6条 基準解釈通知第3・3(2)
	(2) 契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていませんか。	はい・いいえ	
	(3) 利用契約をしたときは受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(4)　受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っていますか。	はい・いいえ	
2　提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ※ 指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援については、前年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されるため、就労定着者の割合を高めるために、利用者を選別することは認められず、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けた障害者に対しては、原則としてサービスを提供しなければなりません。	はい・いいえ	平24条例39第8条 基準解釈通知第3・3(3)
3　連絡調整に対する協力	サービス利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力していますか。	はい・いいえ	平25規則27第7条
4　サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスの提供が困難な場合は、利用申込者に対し、他の指定障害者支援施設等を紹介する等の必要な措置を講じていますか。 また、入院治療を必要とする場合等は適切な病院、診療所を紹介するなどしていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第8条
5　受給資格の確認	サービスの提供に当たり、受給者証により支給決定の有無、支給決定されたサービスの種類、支給決定有効期間、支給量等を確かめていますか。	はい・いいえ	平25規則27第9条
6　給付費の支給申請に係る援助	(1)　支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則27第10条
	(2)　支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費（訓練等給付費）の支給申請について、利用者が引き続き利用を希望する場合は、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請の勧奨等、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	
7　心身の状況等の把握	サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則27第11条
8　指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1)　サービスの提供に当たり、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者等との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則27第12条
	(2)　サービスの提供の終了に際し利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	
9　身分を証する書類の携行 （自立訓練を行う場合）	（訪問による自立訓練を提供する場合のみ） 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしていますか。 ※ 身分証には施設名称、従業者氏名を記載し、当該従業者の写真の	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第13条 基準解釈通知第3・3(10)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		3(10)
10　サービスの提供の記録	(1)　サービスを提供した際は、サービスの種類ごとに、提供日、具体的な内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき事項をその都度記録していますか。 なお、施設入所支援を受ける利用者に対してサービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括して記録することも差し支えありません。	はい・いいえ	平25規則27第14条 基準解釈通知第3・3(11)
	(2)　サービス提供の記録に際し利用者からサービスを提供した旨の確認を受けていますか。	はい・いいえ	
11　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1)　利用者負担額以外に利用者から金銭の支払を求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。 ※ あいまいな名目による徴収や利用者から一律に徴収することは認められません。	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第15条
	(2)　金銭の支払を求める際に、使途、額及び支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、利用者に説明を行い、その同意を得ていますか。	はい・いいえ・該当なし	
12　利用者負担額等の受領	(1)　サービス提供した際は、利用者から利用者負担額の支払を受けていますか。	はい・いいえ	平25規則27第16条
	(2)　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める費用基準額の支払を受けていますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3)　上記のほか、利用者提供した便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となる費用ですか。 ① 食事の提供に要する費用 ② （生活介護を行う場合）創作活動に係る材料費 ③ （施設入所支援を行う場合）光熱水費、被服費 ④ 日用品費 ⑤ サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費） （利用者負担の費目と金額を記入してください。） ※ 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 また、お世話料、管理協力費等のあいまいな名目による費用の徴収や利用者からの一律の徴収は認められません。 ※ ⑤「その他の日常生活費」の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年障発第1206002号厚労省通知）」を参照してください。	はい・いいえ・該当なし	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（H18.12.6障発1206002号）
	(4)　(1)～(3)の費用を受領した場合に、利用者に領収書を交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(5)　(3)のサービス提供に当たり、利用者に対しあらかじめサービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。	はい・いいえ・該当なし	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
13　利用者負担額に係る管理	(1)　入所者が同一の月に、貴施設が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を算定し、市町村に報告するとともに、利用者及び当該他事業者等に通知していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第17条
	(2)　入所者以外の利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に貴施設が提供するサービス及び他のサービスを受けたときは、利用者負担合計額の算定をし、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者等に通知していますか。	はい・いいえ・該当なし	
14　介護給付費（訓練等給付費）の額に係る通知等	(1)　法定代理受領により市町村から介護給付費（訓練等給付費）の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知していますか。 ※ 通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、介護給付費等の支給日・給付額などを記載してください。	はい・いいえ	平25規則27第18条第1項 基準解釈通知第3・3(15)
	(2)　利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの種類ごとの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第18条第2項
15　サービスの取扱方針	(1)　サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて支援を適切に行うとともに、サービスが漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	はい・いいえ	平25規則27第19条
	(2)　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。 ※　「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29 年3月31日障発0331 第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮してください。 ア　本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ　職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。 ウ　本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めてください。	はい・いいえ	基準解釈通知第3・3(16)①
	(3)　従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※　支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものです。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものです。 なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めてください。	はい・いいえ	基準解釈通知第3・3(16)②
	(4)　自らサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っていますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	じての費の該当を図っていますか。		
16　個別支援計画の作成	(1)　管理者は、サービス管理責任者に、サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ※ 個別支援計画には、その計画の作成を担当したサービス管理責任者の氏名を記載してください。	はい・いいえ	平25規則27第20条第1項
	(2)　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たり利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援内容の検討を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則27第20条第2項
	(3)　(2)の場合において、サービス管理責任者は、条例第8条の3第1項に規定する地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとしていますか。 ※　サービス管理責任者以外の者が地域移行等意向確認等を行う場合、計画作成のプロセスにおいて、地域移行等意向確認担当者と必要な連携を図りながら進めてください。	はい・いいえ	平25規則27第20条第2項 基準解釈通知第3・3(17)①
	(4) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。	はい・いいえ	平25規則27第20条第3項
	(5)　アセスメントに当たっては、利用者に面接を行っていますか。また、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対し十分説明し、理解を得ていますか。	はい・いいえ	平25規則27第20条第4項
	(6)　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、 ・利用者及びその家族の生活に関する意向 ・総合的な支援の方針 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・サービスごとの目標及びその達成時期 ・サービスを提供する上での留意事項　等 を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。 この場合において、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて、計画の原案に位置付けるよう努めていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則27第20条第5項
	(7)　サービス管理責任者は、個別支援計画作成に係る会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、計画の原案の内容について意見を求めていますか。 ＜個別支援計画の検討会議を開催している場合の内容＞ 会議名： 開催回数：周期（年・月・週）　回開催 新規入所(利用)者：　入所の後　週間で開催 参加者：（職種等） ※　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとします。 ※　個別支援計画に係る会議は、利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者（地域移行等意向確認担当者を含む）を招集して行ってください。 ※　個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられますが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えありません。 なお、個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものです。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを	はい・いいえ	平25規則27第20条第6項 基準解釈通知第3・3(17)②

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	の状況により、会議への関係者が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えありません。 ○　必要に応じて医師・理学療法士等のアドバイスを得て作成していますか。 ○　入所後、一定期間（概ね１か月程度）で会議を開催し適切な検討がなされていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	(8)　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平25規則27第20条第7項
	(9)　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際に、計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う相談支援事業者に交付していますか。 ※　サービス管理責任者は、サービス等利用計画を踏まえた個別支援計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ってください。	はい・いいえ	平25規則27第20条第8項 基準解釈通知第3・3(17)②
	(10)　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上（自立訓練、就労移行支援は３月に１回以上）、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。 ※　モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ってください。	はい・いいえ	平25規則27第20条第9項 基準解釈通知第3・3(17)②
	(11)　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り定期的に利用者に面接していますか。また、定期的なモニタリングの結果を記録していますか。	はい・いいえ	平25規則27第20条第10項
	(12)　個別支援計画に変更があった場合、(2)から(9)に準じて取り扱っていますか。	はい・いいえ	平25規則27第20条第11項
17　サービス管理責任者の責務	(1)　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 ① 利用申込者の利用に際し、利用中の他の障害福祉サービス事業者等への照会等により、心身の状況及び他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、施設を退所し、自立した日常生活を営むことが可能か定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行に向けて必要な援助を行うこと。 ③ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	はい・いいえ	平25規則27第21条
	(2)　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めていますか。	はい・いいえ	
18　地域との連携等	(1)　サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図っていますか。 具体的内容 ※　地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図ってください。	はい・いいえ	平24条例39第8条の2第1項 基準解釈通知第3・3(19)①

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
(2)(3)(4)について、令和7年4月1日から義務化となりました。	(2)　サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という）を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ※　地域連携推進会議は、指定障害者支援施設等が、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として設置するものであり、各施設が自ら設置し、おおむね年1回以上開催しなければなりません。 ※　地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができるものですが、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守してください。	はい・いいえ	平24条例39第8条の2第2項 基準解釈通知第3・3(19)②
	(3)　(2)の地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員（以下「地域連携推進員」という。）が指定障害者支援施設を見学する機会を設けていますか。 ※　地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進員が指定障害者支援施等を見学する機会を設けてください。 なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得たうえでなければ行ってはなりません。	はい・いいえ	平24条例39第8条の2第3項 基準解釈通知第3・3(19)③
	(4)　(2)の報告及び要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 ※　地域連携推進会議における報告等の記録は、５年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	平24条例39第8条の2第4項 基準解釈通知第3・3(19)④
	(5)　(2)(3)(4)の地域連携推進会議の設置等に代えて、提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況を公表していますか。 ※　地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を５年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	平24条例39第8条の2第5項 基準解釈通知第3・3(19)⑤
19　地域移行等意向確認担当者の選任等 (1)(2)について、令和8年4月1日から義務化となりました。	(1)　利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任していますか。 ※　地域移行等意向確認等については、地域移行等意向確認担当者が中心となって、少なくとも６月に１回以上は行うことが望ましいです。 ※　地域移行等意向確認担当者は、利用者の解決すべき課題を把握した上で、個別支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う役割を担うサービス管理責任者、又は地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制等について知識を有する者を選任することが望ましいです。 ※　地域移行等意向確認等に関する指針については、以下の内容を定めることが望ましいです。なお、指針を作成する際は、「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」を参考としてください。 ア　地域移行等意向確認等の時期 イ　地域移行等意向確認担当者の選任方法 ウ　地域移行等意向確認等の実施方法及び実施体制 エ　地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容	はい・いいえ	平24条例39第8条の3第1項 基準解釈通知第3・3(20)① 基準解釈通知第3・3(20)② 基準解釈通知第3・3(20)③

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	オ　地域の連携機関		
	(2)　地域移行等意向確認担当者は、(1)の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告していますか。	はい・いいえ	平24条例39第8条の3第2項
	(3)　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第７７条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めていますか。	はい・いいえ	平24条例39第8条の3第3項
20　相談及び助言	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則27第22条第1項 基準解釈通知第3・3(21)①
21　外部の障害福祉サービス利用の支援	利用者が、当該施設以外の障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施していますか。 ※ 必要な支援とは下記のようなものをいいます。 ・ 地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供 ・ 利用者と外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援　等	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第22条第2項 基準解釈通知第3・3(21)②
22　介護	(1)　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則27第23条第1項
	(2)　常時１人以上の従業者を介護に従事させていますか。 ※ 夜間も含めて適切な介護が提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておく必要があります。 ※ サービスの種類・提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組む必要があります。	はい・いいえ	平24条例39第9条第1項 基準解釈通知第3・3(22)⑤
	(3)　利用者の負担により、当該事業者の従業員以外の者による介護を受けさせていませんか。	はい・いいえ	平24条例39第9条第2項
23　排泄 生活介護・施設入所支援を行う場合	(1)　利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。 ※ ポータブルトイレの使用や時間によるトイレ誘導等、適切な方法で必要な援助を行ってください。 ＜おむつ外しを試みた数＞ 前年度［　　］名　　今年度［　　］名 ＜対策内容を記入してください。＞ ［　　］	はい・いいえ	平25規則27第23条第3項 基準解釈通知第3・3(22)②
	(2)　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 ＜おむつ使用者＞　［　　］名　（うち夜間のみ　［　　］名） ＜おむつ交換回数＞　［定時・随時］　（［１日・平均］［　　］回） ※ おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。 ※ 夜間の排泄介助及びおむつ交換は、十分配慮してください。 ※ おむつ交換時は、衝立、カーテン等を活用し、利用者の心情（不安感や羞恥心）に配慮をしてください。	はい・いいえ	平25規則27第23条第4項 基準解釈通知第3・3(22)③

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 感染対策に留意してください。 ※ 清潔なタオルで清拭し、皮膚の状態、床ずれの有無など肌に異常がないか、尿、便に異常がないか観察してください。 ※ 汚物は速やかに処理してください。 ※ おむつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する随時交換が基本ですが、意思伝達が不可能な場合は、十分な頻度で行う必要があります。		
24 被服・寝具 生活介護・施設入所支援を行う場合	利用者に対し、離床、着替え及び整容等の介助その他日常生活上必要な支援を適切に行っていますか。 ○ 利用者の衣類は、季節、生活サイクルに合わせた着替えを行ってください。 ○ 生活のメリハリとしての身だしなみ、着替えや整容の自立援助等への配慮を適切に行ってください。 ○ 利用者の被服の洗濯は、適切に行ってください。 ○ シーツ等リネンの交換を適切に行い、常に清潔なものとしてください。	はい・いいえ	平25規則27第23条第5項 基準解釈通知第3・3(22)④
25 寝たきり予防、褥瘡予防対策	(1) 寝たきりを防止するための予防対策・離床対策が実施されていますか。 ＜寝たきりの予防対策について記入してください。＞ ※ 離床促進や寝たきり予防対策は適切に行ってください（車椅子の活用、食堂での食事の徹底、トイレへの排泄誘導、レクリエーション、転倒防止等）。	はい・いいえ	
	(2) 褥瘡予防のための方策は、確立されていますか、また、関係職員に周知徹底されていますか。 ＜褥瘡者＞ 有・無 名 （うち入所後できた人 名 ＜褥瘡の予防対策について記入してください。＞ ○ 予防策としては、おむつ交換、体位変換、入浴・エアーマットの使用、良体位の工夫、栄養量の確保、除圧等があります。	はい・いいえ	
	(3) 褥瘡を有する者に対する治療、処置は医師の指示のもとに適切に行うとともに、看護職員（看護師・准看護師）、生活支援員等の連携が図られていますか。 ※ 褥瘡ができた経緯等を十分チェックし早期に対策を講じてください。	はい・いいえ	
26 入浴支援 施設入所支援を行う場合	(1) 利用者の心身の状況により、適切な方法でもって、利用者を入浴させ又は清拭をしていますか。 ※ 適切な入浴回数を確保してください。 ※ 一般浴・特別浴・介助浴等、適切な方法により実施してください。	はい・いいえ	平25規則27第23条第2項
	(2) 入浴が困難な者に対して、シャワー浴、部分浴等により清潔保持に努めていますか。 ※ 清拭を行う際には、室温を暖かく保ち、手順良く手早く行ってください。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(3)　入浴の介助は、プライバシーを尊重する方法で行われていますか。また、同性介助を望む者に対しては応えられるような配慮をしていますか。	はい・いいえ	
	(4)　浴室の設備や管理が入所者の安全を配慮したものとなっていますか。 ※ 蛇口から直接熱湯が出ないよう温度調節する等、安全に配慮してください。	はい・いいえ	
	(5)　短時間であっても職員が目を離すことがないよう、事故防止の検討や入浴マニュアルの作成、研修等を十分実施していますか。	はい・いいえ	
	(6)　複数の職員が配置され、仮に事故対応が生じても、他の入浴者への見守りについて連携する体制が確保されていますか。	はい・いいえ	
	(7)　機械浴の操作に当たって、危険がないよう、職員の意見も取り入れて操作マニュアル等を作成するなど、定期的に職員に周知していますか。	はい・いいえ	
	(8)　新規採用職員や経験の浅い職員に対して、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施していますか。 【死亡に至った入浴時の事故の例(高齢者施設等)】 1　職員が１人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で、洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入所者が頭から転落した。 2　職員３人で利用者４人を入浴介助中、利用者１人がけがをしたため、職員２人が浴室を離れた。その間、職員１人で利用者３人を介助・見守りしていた。職員が利用者１人の体を洗っているとき、背を向けていた浴槽内の利用者が溺れた。 3　職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽の水位が上がり、利用者が溺れた。 4　職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、①利用者が座位を保てないこと、②リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあること、を知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。	はい・いいえ	
	(9)　感染が心配される疾病患者の入浴の配慮がされていますか。 ＜感染症の予防対策について記入してください。＞	はい・いいえ	
	(10)　入浴に伴う健康状態のチェックは行われていますか。 ※ チェック項目例としては、血圧、体温、脈拍、呼吸数、褥瘡の有無等があります。 ※ 体調の悪い者等の入浴については、医師等の指示で行ってください。	はい・いいえ	
	(11)　タオル、カミソリ等の入浴消耗品については個別に使用していますか。 ※ 感染予防対策からタオル、カミソリ等の共同使用は不適切です。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
27　介護職員等による喀痰吸引等	(1)　平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らず全ての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりましたが、貴事業所（施設）は、社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づいた喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。	はい・いいえ・該当なし	士士法第48条の2、48条の3、48条の5、附則第3条、第4条第2項
	（以下、(1)が「はい」の場合のみ点検してください） (2)　介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	はい・いいえ・該当なし	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3 同法施行規則第26条の2、3
	(3)　認定特定行為従事者は何人いますか。	人	
	(4)　認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。	はい・いいえ・該当なし	平成23年社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知
	(5)　登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。（登録している行為を選択してください。） （たん吸引） □ 口腔内 □ 鼻腔内 □ 気管カニューレ内 （経管栄養） □ 胃ろう又は腸ろう □ 経鼻経管栄養	はい・いいえ・該当なし	
	(6)　たん吸引等の業務について、以下のとおり実施していますか。 ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。	はい・いいえ・該当なし	
28　訓練	(1)　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則27第24条第1項
	(2)　（就労移行支援、就労継続支援Ｂ型、自立訓練のみ） 利用者に対し、その能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の特性に応じた必要な訓練を行っていますか。 ※　単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければなりません。 ※　障害者支援施設等が提供する就労移行支援は、一般就労を希望する利用者に対し、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした施	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第24条第2項 基準解釈通知第3・3(23)①

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした施設障害福祉サービスであることから、一般就労移行後には当該利用者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければなりません。		
	(3)　常時１人以上の従業者を訓練に従事させていますか。 ※　適切な訓練を行うことができるように、訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、２以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものです。	はい・いいえ	平24条例39第10条第1項 基準解釈通知第3・3(23)②
	(4)　利用者の負担により、当該障害者支援施設等の従業員以外の者による訓練を受けさせていませんか。	はい・いいえ	平24条例39第10条第2項
29　生産活動	(1)　生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めていますか。 ※　地域の実情、製品等の需給状況、業界の動向の把握に努め、利用者の心身の状況、意向、適性、障害の特性、能力等を考慮し、多様な生産活動の場の提供に努めてください。	はい・いいえ	平25規則27第25条 基準解釈通知第3・3(24)
	(2)　生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮していますか。 ※　利用者の障害の特性や能力等に配慮し、従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担軽減に配慮しなければなりません。	はい・いいえ	
	(3)　生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っていますか。 ※ 作業設備・工具・工程などの改善に努めなければなりません。	はい・いいえ	
	(4)　防じん設備、消火設備等、安全面での適切な措置を講じていますか。 ＜どのような生産活動を行っているか記入してください。＞ 「就労継続支援利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成18年障障発第1002003号）（要旨） 就労継続Ｂ型及びＡ型（雇用契約無し）の利用者は労働基準法における労働者に該当することは想定していないため、下記について留意してください。 ・利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること ・各障害者の作業量が目標等に達しなかった場合に、工賃の減額、作業員の割当の停止、資格剥奪等の制裁を課されないこと ・生産活動において実施する支援は、作業に対する技術的指導に限られ、指揮監督に関するものは行わないこと ・利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと	はい・いいえ	就労継続支援利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成18年障障発第1002003号）
30　工賃の支払等 生活介護・就労移行支援・就労継続支援Ｂ型を行う場合	生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていますか。 平均工賃額（該当する欄を記入してください ①生活介護　月額　円　配分基準：有・無 ②就労移行支援　月額　円　配分基準：有・無 ③就労継続支援B型　月額　円　配分基準：有・無	はい・いいえ・該当なし	平24条例39第11条第1項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	＜工賃の算定及び積立金等＞ ※ 工賃は工賃規程等に基づき、適正に算定すること。 ※ 会計処理については、社会福祉法人の場合は「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知）を参照してください。		基準解釈通知第3・3(25)
31　就労継続支援Ｂ型の工賃の支払等	(1)　各々の利用者に対し支払われる１月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていませんか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例39第11条第2項
	(2)　利用者の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、工賃の水準を高めるよう努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例39第11条第3項
	(3)　年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、埼玉県及び市に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	平24条例39第11条第4項
32　実習の実施 就労移行支援・就労継続支援Ｂ型を行う場合	(1)　利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保していますか。（就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、実習の受入先の確保に努めていますか。） ※　個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めてください。 ※　実習時において、就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも１か月ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、個別支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めてください。	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第26条 基準解釈通知第3・3(26)
	(2)　実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めていますか。 ＜実習先・内容・人数等を記入してください。＞	はい・いいえ・該当なし	
32-2 施設外支援 就労移行支援・就労継続支援Ｂ型を行う場合	(1) 施設外支援について、次のアからエまでの要件をいずれも満たし、年間（4月1日から翌年3月31日まで）180日間を限度として算定していますか。 ※ 施設等と別の場所で行われる支援は要件を満たす場合のみ報酬の算定対象となります。 ＜施設外支援の内容＞ ＜施設外支援に係る平均工賃、人数の状況を記入してください＞ ア　施設外支援の内容が運営規程に位置づけられていること。 イ　施設外支援の内容を事前に個別支援計画に位置づけ、１か月ごとに必要に応じて計画の見直しを行い、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められること。 ウ　利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況を聞き取り、日報が作成されていること。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・1(4) 「就労移行支援、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 R6.3.29改正

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	こと。 エ　施設外支援の提供期間中における緊急時対応ができること。 (2)　障害者トライアル雇用等について、次のア・イの要件を満たし、施設外支援の対象としていますか。 ア　上記(1)のア、ウ、エを満たすこと。 イ　施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を３か月ごと（施設外サービス提供時は１か月ごと）に作成し、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 ※ 施設外支援の特例について 下記の要件を満たす場合、年間180日を超えて提供することが可能です。 ア　対象者が職場適応訓練を受講する場合であって、上記の要件を満たしかつ当該訓練が訓練受講者の就労支援に資すると認められる場合に限り、当該訓練終了日まで施設外支援の延長が可能であること。 イ　トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）であって、個別支援計画の見直しにおいて、延長の必要性が認められた場合であること。 ※ 施設外支援の留意事項 ア　同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として扱うこと。 イ　トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）については、施設外支援の対象となる要件として個別支援計画の作成及び３か月毎の見直しを行うこととしているが、その取扱いについて以下のとおり行うこと。 （ア）個別支援計画の作成及び見直しにおいては、事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、市町村が必要な内容について判断すること。 （イ）個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。	はい・いいえ・該当なし	
32-3 施設外就労 就労移行支援・就労継続支援Ｂ型を行う場合	利用者と職員とがユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労は、次の要件①～⑤を全て満たしていますか。 ＜施設外就労の内容＞ （内容・平均工賃・人数の状況について記入してください。） ＜施設外就労の要件＞ ①　施設外就労の総数は利用定員を超えないこと。なお、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者又はサービス管理責任者の配置が必要であること。 ②　施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。 なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。 ③　施設外就労の提供が、運営規程に位置づけられていること。	はい・いいえ・該当なし	「就労移行支援、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 R6.3.29改正

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	と。 ④　施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 ⑤　緊急時の対応ができること。 ＜その他、施設外就労の留意事項＞ ① 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる施設の利用者として、新たに受入れることが可能であること ② 報酬の適用単価は、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること ③ 施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結すること。契約締結の際には、以下のことに留意すること。 ア　請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。 イ　施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。 ウ　施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。 ④ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、企業ではなく事業所が行うこと ・事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。 ・事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。 ⑤ 利用者と事業所との関係は、事業所内の作業の場合と同様であること ⑥ 運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定するること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと ⑦ 実績の報告については、報酬請求に当たり、事業所からの毎月の報告を不要とするが、事業所には施設外就労の実績記録書類を作成・保存し、地方公共団体の判断で利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には、事業所に確認すること。 ⑧ 施設外就労に随行する支援員は、以下の業務を行うこと ア　事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の把握 イ　施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整 ウ　作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援 エ　施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供 オ　施設外就労先の企業や対象者の家族との連携 カ　その他上記以外に必要な業務 ⑨ 関係機関との連携 都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
33　求職活動の支援等の実施 就労移行支援・就労継続支援Ｂ型を行う場合	(1)　公共職業安定所の求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援していますか（就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては支援に努めていますか。）。	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第27条
	(2)　公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	
34　職場への定着のための支援等の実施 就労移行支援・就労継続支援Ｂ型を行う場合	(1)　サービスの提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続していますか（就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては支援の継続に努めていますか。）。	はい・いいえ・該当なし	平25規則27第28条
	(2)　サービスの提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っていますか（就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めていますか。）。 ※　当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも６月以上の間（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援等若しくは指定就労継続支援（「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が少なくとも６月以上の間）、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行ってください。 ※　当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定障害者支援施設等において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定障害者支援施設等は就職後６月経過後（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月経過後）に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めてください。 　当該指定障害者支援施設等において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定障害者支援施設等以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めてください。	はい・いいえ・該当なし	基準解釈通知第3・3(28)
35　就職状況の報告 就労移行支援を行っている場合	毎年、前年度における就職した利用者数等（就職者数、就職後６月以上職場へ定着した者の数）を市に報告していますか。 ＜下記に該当の人数を記入してください＞　（人） 前々年度 / 前年度 ①就職者数 ②就職後、６月以上職場に定着した者の数	はい・いいえ	平25規則27第29条
36　食事	(1)　正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいませんか。また、食事の提供を行う場合には、あらかじめ利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ※「正当な理由」とは、以下のような場合等をいい、食事の提供を安易に拒んではいけません。 ① 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合	はい・いいえ	平25規則27第30条 基準解釈通知第3・3(30)①

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	② 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合		
	(2)　利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理を行っていますか。 　また、管理栄養士又は栄養士を置かない施設においては、献立の内容、栄養価の算定、調理の方法等について保健所等の指導を受けるよう努めていますか。 食事の提供方法：直接実施・外部委託 管理栄養士又は栄養士の配置：有・無	はい・いいえ	
	(3)　利用者の心身の状況（咀嚼能力、健康状態等）に合せた調理内容（障害の特性に応じた食事の提供）になっていますか。 （内容）　一般食、刻み食、ミキサー食、栄養補給ゼリー、治療食（糖尿、肥満、減塩、ｱﾚﾙｷﾞｰ　食等）等	はい・いいえ	
	(4)　適切な時間に食事の提供を行っていますか。 ・朝食：　時　分　～　時　分 ・昼食：　時　分　～　時　分 ・夕食：　時　分　～　時　分 ※ 食事時間は落ち着いて食事ができ、適温で食べられるように提供してください。 ※ 身体症状に応じた食事のための自助具を活用してください。 ※ 残存能力を引き出すよう配慮した食事介助を行ってください。	はい・いいえ	
	(5)　嗜好調査、残食（菜）調査及び給食会議等が適切になされており、その結果を献立に反映し、食事のメニューに工夫をしていますか。 ＜嗜好調査＞　年　回実施 ＜残菜調査＞　有・無 ＜給食会議＞　年　回実施 ※ 嗜好調査、残食（菜）調査及び検食結果等のメニューへの反映、味付けの工夫、選択的食事（選択メニュー制、バイキング方式等）代替メニュー等、配慮してください。 ※ 給食会議は、管理者等関係職員が参加して定期的に開催してください。	はい・いいえ	
	(6)　検食は適切な時間にされていますか。また、検食者は適切ですか。 ※ 検食者は調理員以外で実施してください。 ※ 検食は食事前に行ってください。 ※ 検食は衛生面、栄養面、嗜好面等から点検してください。	はい・いいえ	
	(7)　予定献立表・実施献立表を作成していますか。	はい・いいえ	
	(8)　給食日誌は適切に記録されていますか。 ※ 日誌の供覧・決裁を受けてください。	はい・いいえ	
	(9)　施設で食品を提供する場合は、保健所へ届出をしていますか。 ＜　届　　出　＞　有・無 ＜　届出年月日　＞　年　月　日 ＜食品衛生責任者＞　職名　氏名	はい・いいえ	食品衛生法施行条例第6条・第7条

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 食品衛生責任者が変更になった場合などは、変更届が必要です。 ※ １回100食以上、１日250食以上の場合は、特定給食施設（健康増進法）の届出が必要です。		
	(10)　調理室及び食品庫の適切な管理		
	①　原材料について、納入業者が定期的に実施する微生物及び理化学検査の結果を提出させていますか。 ※検査結果は、１年間保管しなければなりません。	はい・いいえ	「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年、衛食第85号、改正平成25年食安発1022第10号、厚生労働省通知）
	②　加熱調理食品は中心部が75度で1分間以上又はこれと同等以上まで加熱されていることを３点以上確認し、温度と時間を記録していますか。	はい・いいえ	
	③　下処理は汚染作業区域で行い、非汚染作業区域を汚染しないようにしていますか。	はい・いいえ	
	④　原材料は戸棚、冷凍又は冷蔵設備に適切な温度で保存し、原材料の搬入時刻、室温及び冷凍又は冷蔵設備内温度を記録していますか。	はい・いいえ	
	⑤　調理施設は床面及び内壁のうち床面から１ｍまでは１日に１回以上、施設の天井及び内壁のうち床面から１ｍ以上は１月に１回以上清掃していますか。	はい・いいえ	
	⑥　施設の出入り口及び窓は極力閉めておくとともに、外部に開放される部分には網戸、エアカーテン、自動ドア等を設置し、ねずみやこん虫の侵入を防止していますか。	はい・いいえ	
	⑦　ネズミ、昆虫等の発生状況を１月に１回以上巡回点検していますか。また、ネズミ、昆虫の駆除を半年に１回以上（発生を確認した時はその都度）実施し、その記録を保管していますか。 ＜害虫駆除日とその内容を記入してください。＞ 年月日 ／ 内容 （　／　） （　／　）	はい・いいえ	
	⑧　井戸水等の水道事業以外の水を使用する場合、公的検査機関等に依頼して年２回以上水質検査を実施していますか。 ＜水質検査日とその内容を記入してください。＞ 年月日 ／ 内容 （　／　） （　／　）	はい・いいえ	
	⑨　貯水槽は清潔を保持するため、専門の業者に委託して、年１回以上、清掃後水質検査を実施していますか。 ＜水質検査日とその内容を記入してください。＞ 年月日 ／ 内容 （　／　） （　／　）	はい・いいえ	食品衛生法施行条例第6条・第7条
	⑩　検食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに約50gを清潔な容器に入れ、－20度以下で2週間保存していますか。	はい・いいえ	「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年、衛食第85号、改正平成25年食安発1022第10号、厚生労働省通知）
	⑪　手洗い設備は、各作業区域の入り口手前に設置されていますか。	はい・いいえ	
	⑫　便所、休憩室及び更衣室は、食品を取り扱う場所と必ず区分されていますか。	はい・いいえ	
	⑬　調理従事者等が着用する帽子、外衣は毎日清潔なものに交換されていますか。	はい・いいえ	
	⑭　施設は、みだりに部外者を立ち入らせたり、調理作業に不必要な物品等を置いたりせず、衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	⑮　給食関係者の検便は、腸管出血性大腸菌O-157の検査を含め、全員に対し毎月実施していますか。 ※ 必要に応じ10月から３月にはノロウイルスの検査を含めてください。	はい・いいえ	
	(11)　食堂、便所等の衛生管理は適切に行われていますか。 ＜保健所の立入り検査＞ 有・無 ＜検査年月日＞ ＜指摘内容及び改善状況＞	はい・いいえ	
	(12)　調理関係職員の検便は毎月適切に行われていますか。 ○ 非常勤職員、パート職員も毎月漏れなく実施してください。 ○ 腸管出血性大腸菌（Ｏ－１５７）の検査も実施してください。 ○ 10月～3月には、必要に応じノロウィルス検査も含めてください。	はい・いいえ	
	(13)　調理従業者等が下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時には調理作業に従事させていませんか。	はい・いいえ	
	(14)　調理業務を委託している場合、管理栄養士又は栄養士は委託業者を適切に指導していますか。 ＜業者名＞ ＜所在地＞ ○ 現場責任者は、日々配属されていますか。 ○ 食材購入を含めた業務委託をしている場合、食材の検収は施設管理栄養士又は栄養士も関わり、定期的に納入チェックをしていますか。	はい・いいえ	
37　社会生活上の便宜の供与等	(1)　利用者が趣味や嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送るため、レクリエーション行事を行うよう努めていますか。 ・ レクリエーション活動、クラブ活動、行事等の実施に創意工夫がなされ、かつ、自由に選択、参加できるようになっていますか。 ・ 宗教的要素のある儀式は、参加者の選択が保障されていますか。 ＜クラブ・レクリエーションの内容＞ ＜施設外の活動内容（買物、食事、市町村行事、自治会等）＞	はい・いいえ	平25規則27第31条 基準解釈通知第3・3(31)
	(2)　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又は家族が行うことが困難であるときは、利用者の同意を得て代行していますか。 ※ 金銭に関するものは、書面等をもって事前同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。	はい・いいえ	
	(3)　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	の交流等の機会（施設の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等）を確保するよう努めていますか。		
38　入所者の預り金等の取扱い	(1)　預り金を施設で管理する場合には、「預り金管理規程」等を作成しそれに沿った方法で管理していますか。 ・利用者の所持金を施設で管理する場合は、本人、家族、施設長の合意のもとに管理してください。 預り金管理規程：有・無 自己管理者：　人	はい・いいえ・該当なし	「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年障発第1206002号）
	(2)　預り金を保管している場所、通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ定められ、その保管場所も別々の場所で適切に管理されていますか。また、自己管理のための場所は確保されていますか。 保管管理者名： 施錠できるロッカー等：有・無	はい・いいえ・該当なし	
	(3)　利用者に金品預り証を発行していますか。 ・預り証は相手方に交付し、施設はその写しを保管していますか。 ・入所後、新規に定期預金通帳等を作成した場合、金品預り証の発行もれに注意してください。	はい・いいえ・該当なし	
	(4)　預り金の払出しは、利用者の受領印を徴し、複数職員が立ち会って金銭の授受がなされていますか。また、預金通帳や出納帳、領収書等は、毎月点検していますか。 ・施設長は毎月点検していますか。 前年度点検実績：　回 今年度点検実績：　回	はい・いいえ・該当なし	
	(5)　預り金の収支状況を定期的及び求めに応じ、利用者等に知らせていますか。 ・定期的（少なくとも、四半期に一度程度）及び求めに応じて利用者等に知らせていますか。 前年度知らせた実績：　回 今年度知らせた実績：　回	はい・いいえ・該当なし	
	(6)　利用者が退所した場合等に、慰留金品等の引き渡しは適切になされていますか。 ・退所時金品等の引き渡しは、返還請求者及び必要と思われる者の立会いのもとに実施していますか。 ・引き渡し関係書類に、金品の内容、年月日、受取人の記名押印がありますか。	はい・いいえ・該当なし	
39　健康管理	(1)　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じていますか。 ※ 保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じてください。	はい・いいえ	平25規則27第32条第1項 基準解釈通知第3・3(32)①
	(2)　入所者に対し、定期の健康診断は年２回以上行っていますか。 ＜健康診断年月日＞ 　　年　　月　　日 　　年　　月　　日 ＜健康診断年月日検査実施項目＞ （該当項目を選択してください。）	はい・いいえ	平25規則27第32条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	□ 身長、体重　□ 身長、体重 □ 検尿　□ 血圧 □ X線　□ 血液 □ その他（　　）		
	(3)　結核に係る健康診断の通報又は報告を保健所長に行っていますか。	はい・いいえ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7
40　緊急時等の対応	(1)　利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じていますか。 ※ 夜間、緊急時における対応方法を定め、職員等に周知徹底してください。 ＜緊急時に備えて日頃からできることの例＞ ・利用者の既往症や発作の有無などを把握しておき、緊急時の連絡方法（医療機関・家族等）や対応方法を整理し、すぐに対応できるようにする。 ・救急車を呼んだ場合に情報提供など適切な対応ができるようにする。 ・携帯連絡先、連絡網を整理し、常時、すぐに連絡可能な体制とする。 ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく。 ・救急用品を整備する、また応急手当について学んでおく。等	はい・いいえ	平25規則27第33条
41　入院期間中の取扱い	入所者について、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所することができるようにしていますか。 ※　「おおむね３月以内に退院する見込」かどうかの判断は、入院先の医師及び診療所の医師に確認してください。 ※　「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続きやその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものです。 ※　「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものです。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意してください。 なお、上記のような場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、利用者の生活に支障を来さないよう努める必要があります。 ※　利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支えありませんが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければなりません。	はい・いいえ	平24条例39第12条 基準解釈通知第3・3(34)
42　業務継続計画の策定等	(1)　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といいます。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	はい・いいえ	平24条例39第13条の2第1項 基準解釈通知第3・3(39)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ことも差し支えありません。 また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載することとします。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 ア　感染症に係る業務継続計画 a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b　初動対応 c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ　災害に係る業務継続計画 a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c　他施設及び地域との連携		
	(2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定障害者支援施設等内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 従業者への周知方法： 前年度研修実施日： 前年度訓練実施日：	はい・いいえ	平24条例39第13条の2第2項
	(3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 直近の業務継続計画変更日（見直しした日）：	はい・いいえ	平24条例39第13条の2第3項
43　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ	平24条例39第13条の3

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
延の防止のための措置			
	(1)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ※ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成します。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。 感染対策委員会は、入所者の状況など施設等の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設等の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。 また、施設等外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。	はい・いいえ	基準解釈通知第3・3(42)
	■　感染対策委員会の概要等について記入してください。 開催頻度： 前年度開催回数： 構成メンバー：□ 施設長　□ 事務長　□ 医師　□ 看護職員　□ 生活支援員　□ 栄養士　□ その他（　　） 従業者への周知方法：		
	(2)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ※ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 指定障害者支援施設等における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、施設等内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等が想定されます。 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における施設等内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。	はい・いいえ	
	(3)　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していますか。また、新規採用時には感染対策研修を実施していますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設等における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設等が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設等の指針が周知されるようにする必要があります。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、施設等内で行うものでも差し支えなく、当該施設等の実態に応じ行ってください。 ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定障害者支援施設等内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとしてください。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 前年度研修実施日：年　月　日 年　月　日 前年度訓練実施日：年　月　日 年　月　日 ※感染症に係る業務継続計画の研修と一体的に実施することもできます。		
	前年度新規採用研修実施日		
44　身体拘束等の禁止	(1)　サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。 ＜身体的拘束等の例示＞ ・椅子にベルトで縛る　・ベッド柵　・居室に隔離 ・つなぎ服　・落ち着かせるための向精神薬の過剰服用	はい・いいえ	平24条例39第14条第1項 基準解釈通知第3・3(45)
	(2)　やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません。 ※　やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください（「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年9月、厚労省通知より）） 0	はい・いいえ	平24条例39第14条第2項
	(3)　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ※ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）	はい・いいえ はい・いいえ	平24条例39第14条第3項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	事業所に従事する幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者）により構成します。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。 身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、精神科専門医等の活用が考えられます。 また、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討してください。 なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えありません。 指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存してください。 ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 なお、事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要です。 エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と解除へ向けた方策を検討すること。 オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ　解除へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。 ■　身体拘束等適正化検討委員会の概要等について記入してください。 開催頻度： 前年度開催回数： 構成メンバー：□ 施設長　□ 医師　□ 看護職員　□ サービス管理責任者　□ 生活支援員　□ その他（　　） 従業者への周知方法： ※ 身体拘束適正化検討委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。		
	②　身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 ※ 身体拘束等の適正化のための指針 次のような項目を盛り込んでください。 ア　施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ　身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ　施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		
	③　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。また、新規採用時には身体的拘束等の適正化のための研修を実施していますか。 ※ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施 身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容について記録することが必要です。 なお、研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。 前年度研修実施日： 前年度新規採用時研修実施日：	はい・いいえ	
45　利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたと認められるとき ② 偽りその他不正な行為によって給付費を受け、又は受けようとしたとき	はい・いいえ	平25規則27第35条
46　衛生管理等	利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。	はい・いいえ	平25規則27第41条
47　苦情解決	(1)　利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。（苦情解決体制を重要事項説明書等に記載し、当該施設に掲示することが望ましいです。） ＜苦情解決体制＞ 苦情受付担当者（職・氏名）： 苦情受付担当者（職・氏名）： 第三者委員（氏名）：	はい・いいえ	平25規則27第45条 基準解釈通知第3・3(48) 社会福祉事業の経営者による福祉ｻｰﾋﾞｽに関する苦情解決の仕組みの指針（H12.6.7、障452号、社援1352号、老発514号、児発575号）
	(2)　重要事項説明書に、埼玉県運営適正化委員会の窓口、市町村の苦情相談等の担当窓口（利用者が支給決定を受けた市町村の障害福祉サービス担当課）等を記載していますか。	はい・いいえ	
	(3)　苦情について、受付日、内容等を記録していますか。	はい・いいえ	
	(4)　次のとおり対応していますか。 ① 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査に応じていますか。 ② 利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	③ 提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。	はい・いいえ	
	④ 利用者等からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力し、市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	
	⑤ 市町村から求めがあった場合に、①から④の改善内容を報告していますか。	はい・いいえ	
	⑥ 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、斡旋にできる限り協力していますか。	はい・いいえ	
48　事故発生時の対応	(1)　サービス提供に際し事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 ※　事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。	はい・いいえ	平24条例39第16条 基準解釈通知第3・3(49)
	(2)　事故の状況及び事故の処置を、記録していますか。	はい・いいえ	
	(3)　事故等が発生した場合、原因究明や再発防止策等について施設で検討・作成し、従業者に周知徹底していますか。 ※「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取組指針」(厚生労働省、平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)を参考にしてください。	はい・いいえ	
	(4)　利用者への提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。 ＜保険の概要＞ 賠償保険名： 主な補償内容： 加入期間： ＜過去の保険適用の有無＞　有・無	はい・いいえ	
49　虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ	平24条例39第16条の2 基準解釈通知第3・3(50)
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ※ 虐待防止委員会の役割は、以下の３つがあります。 ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、責任の虐待防止担当者（必置）を決めて	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めてください。 　なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。 　虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の施設長（管理者）や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要です。 　なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。 　指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。 具体的には、次のような対応を想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存してください。 ア　虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※ 指定障害者支援施設は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。 ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ　虐待発生時の対応に関する基本方針 カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ※ 虐待防止委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。		平25規則27第3条第3項 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚労省平成24年9月） 障害者(児)施設における虐待の防止について(平成17年10月20日付け障発第1020001号)
	(2)　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。また、新規採用時には虐待の防止のための研修を実施していますか。 ※　虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとします。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し	はい・いいえ	

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>支援施設の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。
　また、研修の実施内容について記録することが必要です。
　なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。

<table><tr><td>前年度
研修実施日</td><td></td></tr><tr><td>前年度新規採用時
研修実施日</td><td></td></tr></table>
(3)　(1)(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。
※　虐待防止担当者については、サービス管理責任者等を配置してください。
　虐待防止担当者と管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2－4の3（3）の都道府県が行う研修に参加することが望ましいです。

■　虐待防止に関する対策の概要等について記入してください。
<table><tr><td>委員会開催頻度</td><td></td></tr><tr><td>前年度開催回数</td><td></td></tr><tr><td>構成メンバー</td><td>□　施設長　　□　虐待防止担当者
□　その他（　　）</td></tr><tr><td>虐待防止担当者</td><td></td></tr><tr><td>前年度
研修実施日</td><td></td></tr></table></td><td>はい・いいえ</td><td></td></tr>
<tr><td>50　会計の区分</td><td>実施する指定障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。</td><td>はい・いいえ</td><td>平25規則27第46条</td></tr>
<tr><td>51　記録の整備</td><td>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。また、次の記録については、当該サービスを提供した日から少なくとも５年以上保存していますか。

＜整備・保管すべき記録＞
① 個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）
② サービス提供記録
③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
④ 身体拘束等の記録
⑤ 苦情内容等の記録
⑥ 事故状況・処置の記録</td><td>はい・いいえ</td><td>平25規則27第47条

（平18厚労令172第56条）</td></tr>
<tr><td>52　電磁的記録等</td><td>(1)　指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）により行っていますか。

※ 電磁的記録について
書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。

①　電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に
備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等</td><td>はい・いいえ</td><td>平25規則27第48条

（平18厚労令172第57条）

基準解釈通知第3・5・2</td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、基準第57 条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。		
	(2) 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」といいます。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいいます。）により行っていますか。 ※ 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び施設等の業務負担軽減等の観点から、施設等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 ① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によります。 ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第７条第１項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該施設等は、当該文書を交付したものとみなします。 （Ⅰ）電子情報処理組織を使用する方法のうちｉ又はⅱに掲げるもの ｉ 施設等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ⅱ 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第７条第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） （Ⅱ）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第７条第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ウ　ア（Ⅰ）の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 エ　事業者等は、アの規定により基準第７条第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 （Ⅰ）アの（Ⅰ）及び（Ⅱ）に規定する方法のうち事業者等が使用するもの （Ⅱ）ファイルへの記録の方式 オ　エの規定による承諾を得た施設等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第７条第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 ②　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 ③　電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と施設等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 ④　その他、基準第57条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によります。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。		

第３　介護給付費（訓練等給付費）の算定及び取扱い			
1　生活介護サービス費 生活介護を行う場合	(1)　生活介護サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表　第６生活介護」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める１単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523第1号
	(2)　生活介護サービス費については、利用定員、所要時間及び障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。 ※ 利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位を算定します。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含みません。 ※ 生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものですが、令和６年４月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとします。 なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。 ※ 所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次のアからオに留意してください。 ア　当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。 イ　利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復３時間以上となる場合は、１時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。 なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。 ウ　医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が６時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、１日２時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。 なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。 エ　送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、１日１時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。 オ　実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。 ※ 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、８時間以上９時間未満の所要時間の基本報酬は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・1・注1 平18厚労告523別表第6・1・注1の2 報酬留意事項通知第2・2(6)②(一) 平18厚労告523別表第6・1・注1の4 報酬留意事項通知第2・2(6)②(三)
	(3)　一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の事業所等に	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表

	おいて、生活介護を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定していますか。 ※「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいいます。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られます。		第6・1・注6 報酬留意事項通知第2・2(6)②(八)
	(4) 医師が配置されてない場合は１日につき12単位を減算していますか。 ※ 生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができますが、その場合にあっては所定単位数を減算することになります。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・1・注7 報酬留意事項通知第2・2(6)②(九)
2 短期入所サービス費 短期入所を行う場合	(1) 短期入所サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表 第７ 短期入所」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める１単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・１
	(2) 福祉型（強化）短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）については、次に該当する場合に、障害支援区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 ① 福祉型（強化）短期入所サービス費（Ⅰ） → 区分１以上に該当する者に対し、指定短期入所を行った場合 ② 福祉型（強化）短期入所サービス費（Ⅱ） → 区分1以上に該当する者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型等を利用した日に指定短期入所を行った場合 ③ 福祉型（強化）短期入所サービス費（Ⅲ） → 障害児支援区分１以上に該当する障害児に対し、指定短期入所を行った場合 ④ 福祉型（強化）短期入所サービス費（Ⅳ） → 障害児支援区分１以上に該当する障害児が、指定通所支援を利用した日に短期入所を行った場合 ⑤ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ） → 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市に届け出た事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合 ⑥ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ） → 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合（障害児向け） ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】（平18厚労告556・第5号の3） スコア表（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第2号に掲げる区分1以上（障害児支援区分1）に該当する者 ※ 次のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援するために、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で１以上配置する場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定します。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能としますが、該当する者等がいない日については福祉型短期入所サービス費を算定してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・１注1、注4の2 平18厚労告523別表第7・１注2、注4の3 平18厚労告523別表第7・１注3、注4の4 平18厚労告523別表第7・１注4、注4の5 平18厚労告523別表第7・１注4の6 平18厚労告523別表第7・１注4の7 報酬留意事項通知第2・2(7)②

	（一）18歳以上の利用者　区分１以上 （二）障害児　障害児支援区分１以上 ※ 短期入所の日数については、入所日及び退所日の両方を含みます。ただし、同一の敷地内における短期入所事業所、共生型短期入所事業所、共同生活援助事業所等、障害者支援施設等の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」と総称する）の間で、利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所の日は含み、退所の日は含まれません。例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しません。 ※ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）及び福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できません。		報酬留意事項通知第2・2(7)⑤ 報酬留意事項通知第2・2(7)⑥ウ
3　施設入所支援サービス費 施設入所支援を行う場合	(1)　施設入所支援サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表　第９施設入所支援」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	はい・いいえ	平18厚労告523別表第9・１ 報酬留意事項通知第2・2(9)①②
	(2)　施設入所支援の対象者については、次の①～⑤までのいずれかに該当する者としていますか。また、当該利用者に対し、施設入所支援を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 ① 障害支援区分４（50歳以上は区分3）以上に該当する者 ② 自立訓練（機能訓練）等、自立訓練（生活訓練）等（指定宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型（特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続を経て、就労継続支援Ｂ型と施設入所支援の組合せが必要と市町村が認めた者に限る）（以下、自立訓練等という）を受ける者であって、入所によって訓練等を実施することが必要かつ効果的である者又は通所によって訓練等を受けることが困難な者 ③ 特定旧法指定施設に入所した者であり継続して障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者 ④ 区分３以下（50歳未満の利用者である場合は区分２以下）であって、特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続を経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組合せが必要と市町村が認めた者 ⑤ 平成24年3月31日における旧知的障害児施設等の入所者でその施設に継続して入所している者　なお、②又は③に該当する者であって、自立訓練等を利用する者については、障害支援区分の判定を行い、区分が３以上に該当する者については、当該障害支援区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えありません。	はい・いいえ	
	(3)　施設入所支援サービス費の算定に当たっては、ある月（歴月）において次のいずれかの場合に、その翌月において利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位の利用者の全員）について、所定単位数の100分の95を乗じて算定（減算）していますか。 ① 夜勤時間帯（午後１０時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する１６時間をいい、原則として、障害者支援施設等ごとに設定するものとする）において夜勤を行う生活支援員の員数が基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合 ② 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合	はい・いいえ	平18厚労告523別表第9・１・注2 平18厚労告550・第4号ロ

	(4)　管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合（調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合を含む）又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合は、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を減算していますか。	はい・いいえ	平成18厚労告523別表第9・１・注3
	(5)　平24条例39第8条の3第1項及び第2項に規定する基準（運営基準第2-4 19(1)(2)地域移行等意向確認担当者の選任等）を満たしていない場合は、1日につき所定単位数を減算していますか。 ※令和8年4月1日から減算適用	はい・いいえ	平成18厚労告523別表第9・１・注5
4　機能訓練サービス費 機能訓練を行う場合	(1)　機能訓練サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表第10自立訓練(機能訓練)」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める１単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第10・１ 報酬留意事項通知第2・3(1)①(一)
	(2)　機能訓練サービス費（Ⅰ） 事業所等において利用者を通所させ、又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、サービスを提供した場合、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3)　機能訓練サービス費（Ⅱ） ①　自立訓練(機能訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合に、個別支援計画等に位置づけられた内容の標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 ※　「居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりです。 ア　運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助 イ　食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談支援 ウ　住宅改修に関する相談援助 エ　その他必要な支援	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第10・１ 報酬留意事項通知第2・3(1)①(二)
	②　視覚障害者に対する専門的訓練の場合は、次に掲げる研修等を受講した従業者（歩行訓練士）が、当該利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして市長に届け出た事業所等において、当該事業者が当該利用者の居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ア　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科 イ　国の委託に基づき実施される視覚障害生活訓練指導員研修（国の委託に基づき社会福祉法人日本ライトハウスが実施していた同等の内容の研修を含む。） ウ　ア・イに準ずる研修	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・3(1)①(三)
	(4)　機能訓練サービスのサービス利用期間の平均値が標準期間を超える場合、所定単位数の100分の95を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※　利用者ごとの利用期間の平均値（利用開始から１年未満の者を除く）が、標準利用期間（1年6か月）に６月間を加えて得た期間を超える１月間について、利用者全員につき減算します。 ※　利用期間は、当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとします。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の２日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとします。 ※　１年間以上にわたり入院をしていた者又は１年間以上にわ	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第10・１・注4(3) 報酬留意事項通知第2・1(11)

		たり入退院を繰り返していた者であって、標準利用期間が36月間とされる生活訓練の利用者については、上記により算定した期間を1.75で除して得た期間とします。		
5	生活訓練サービス費 生活訓練を行う場合	(1)　生活訓練サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表第11自立訓練(生活訓練)」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める１単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第11・１
		(2)　生活訓練サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）について、次のとおり利用定員及び障害支援区分に応じ、所定単位数を算定していますか。 ①生活訓練サービス費（Ⅰ） 事業所において利用者を通所させ、又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練（生活訓練）を提供した場合 ②生活訓練サービス費（Ⅱ） 事業所に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を行った場合 ③生活訓練サービス費（Ⅲ） 標準利用期間が2年間とされる利用者に対し、宿泊型自立訓練を行った場合 ④生活訓練サービス費（Ⅳ） 標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、宿泊型自立訓練を行った場合 ※　生活訓練サービス費（Ⅱ）については、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して生活訓練を提供した場合に算定します。 ＜サービス内容の具体例＞ ・日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助 ・食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助 ・地域生活のルール、マナーに関する相談援助 ・交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助 ・その他必要な援助 ※　居宅には共同生活住居は含みません。ただし、交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助のうち、共同生活住居外で実施する訓練については、対象となります。 ※　生活訓練サービス費（Ⅱ）の「視覚障害者に対する専門的訓練」については、「4 機能訓練サービス費(3)②」を準用します。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・3(2)①
		(3)　生活訓練サービスのサービス利用期間の平均値が標準期間を超える場合、所定単位数の100分の95を乗じて得た単位数を算定していますか（宿泊型自立訓練・共生型を除く）。 ※　利用者ごとの利用期間の平均値（利用開始から１年未満の者を除く）が、標準利用期間（2年）に６月間を加えて得た期間を超える１月間について、利用者全員につき減算します。 ※　利用期間は、当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとします。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の２日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとします。 ※　１年間以上にわたり入院をしていた者又は１年間以上にわたり入退院を繰り返していた者であって、標準利用期間が36月間とされる生活訓練の利用者については、上記により算定した期間を1.4で除して得た期間とします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第11・１・注6(3) 報酬留意事項通知第2・1(11)

6	就労移行支援サービス費 就労移行支援を行う場合	(1)　就労移行支援サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表　第12就労移行支援」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める１単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第12・１
		(2)　就労移行支援サービス費については、利用定員に応じ、所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	
		(3)　利用者（サービスの利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が１年に満たないものを除く）のサービス利用期間（サービスの利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう）の平均値が、標準利用期間に６月間を加えて得た期間を超えている場合は、所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※ 就労後に労働時間の延長の際に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が引き続き当該事業所において就労移行支援を受ける場合は、改めて支給決定を行うため、利用者のサービス利用期間の算定に当たっては、従前の支給決定におけるサービス利用期間と通算しません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第12・1・注5(3) 報酬留意事項通知第2・1(11)④
7	就労継続支援Ｂ型サービス費 就労継続支援Ｂ型を行う場合	(1)　就労継続支援サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表　第14就労継続支援B型」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める１単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第14・１
		(2)　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を、利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、所定の単位数を算定していますか。 また、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)を、利用定員、人員配置に応じ、所定の単位数を算定していますか。 ① サービス費(Ⅰ)は、工賃向上計画を作成しており、従業者（職業指導員及び生活支援員の総数）の員数が、常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上であること。 ② サービス費(Ⅱ)は、工賃向上計画を作成しており、従業者（職業指導員及び生活支援員の総数）の員数が、常勤換算方法で利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。 ③ サービス費(Ⅲ)は、工賃向上計画を作成しており、従業者（職業指導員及び生活支援員の総数）の員数が、常勤換算方法で利用者の数を10で除して得た数以上であること。 ④ サービス費(Ⅳ)は、従業者（職業指導員及び生活支援員の総数）の員数が、常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上であること。 ⑤ サービス費(Ⅴ)は、従業者（職業指導員及び生活支援員の総数）の員数が、常勤換算方法で利用者の数を7.5で除した数以上であること。 ⑥ サービス費(Ⅵ)は、従業者（職業指導員及び生活支援員の総数）の員数が、常勤換算方法で利用者の数を10で除した数以上であること。 ※ 就労継続支援B型については、次のいずれかに該当する者が対象となります。 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者 ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（令和７年10月以降は、①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者により、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（近隣に就労選択支援事業所が無い場合等は、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・3(5)② 報酬留意事項通知第2・3(5)①

	本事業の利用者）） ④　通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの ※ 前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出してください。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除くこと。 (ｱ) 前年度における工賃支払総額を算出する。 (ｲ) 前年度における開所日１日当たりの平均利用者数を算出 （算定式）前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数 (ｳ) (ｱ) ÷ (ｲ) ÷12 月により、１人当たり平均工賃月額を算出 ※ 平均工賃の算出に当たっては、重度障害者支援体制加算（Ⅰ）を算定している（障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる）場合については、平均工賃月額に2,000円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とすることができます。 ※ 新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定について サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等において初年度の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定します。年度途中に指定された事業所については、初年度及び２年度目の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定します。ただし、支援の提供を開始してから６月経過した月から当該年度の３月までの間は、支援の提供を開始してからの６月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができます。		報酬留意事項通知第2・3(5)②
	(3)　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)について、前３月における指定就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者のうち、平均利用時間（前３月において当該利用者が当該事業所等を利用した時間の合計時間を、利用した日数で除して得た時間をいう。）が４時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合には、所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれません。 ※ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除きます。 なお、利用時間が4時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除きます。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第14・11 報酬留意事項通知第2・3(5)②(四)
8　全サービス費共通事項	(1)　加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり小数点以下の端数が生じた場合、そのつど四捨五入し整数値にして計算していますか。 ※ 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととします。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になります。 ただし、情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、特定事業所加算、特別地域加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる基本報酬の単位数に当該加減算の割合を乗じて単位数を算定することとし、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合については、基本報酬及び各種加算を算定した単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとします。 ※ 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とします。	はい・いいえ	報酬留意事項通知第2・１(1)

	(2)　障害福祉サービス種類相互の算定関係 　介護給付費（訓練等給付費）について、同一時間帯に複数の障害サービスに係る報酬を算定していませんか。 ※ 日中活動サービスの報酬は、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、同一日に複数の日中活動サービス報酬を算定することはできません。（宿泊型生活訓練を除く）	はい・いいえ	報酬留意事項通知第2・１(2)
	(3)　定員超過が次の例に該当する場合に、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 ①　過去３月間の利用者数の平均値 ア　定員×125/100（定員11人以下：定員+3）を超える場合 イ　短期入所、施設入所支援　定員×105/100を超える場合 例：１～３月の平均利用者数が基準を超過 →４月の１月間、利用者全員につき減算 ②　1日の利用者数 ア　75 ＋（定員－50）×125/100 （定員50人以下：定員×150/100）　を超える場合 イ　短期入所、施設入所支援　55 ＋（定員－50）×105/100 （定員50人以下：定員×110/100）　を超える場合 例：６月１日の利用者数が基準を超過 →６月１日の利用者全員につき減算 ※ 短期入所の定員超過特例加算を算定している期間は除きます。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・1(7)
	(4)　従業者の員数が下記に該当する場合、所定単位数の減算を行っていますか。（施設入所支援を除く） ①　指定基準により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、職業指導員、就労支援員の員数を満たしていない場合 (1)　減算が適用される月から3月未満の月：100分の70 (2)　減算が適用される月から連続して3月以上の月：100分の50 ※ 減算が適用される月 (1)　基準上必要な員数から1割を超えて欠如した場合 その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算 (2) 1割までの範囲内で欠如した場合 翌々月から解消に至った月まで利用者全員について減算 ②　サービス管理責任者を満たしていない場合 (1)　減算が適用される月から5月未満の月：100分の70 (2)　減算が適用される月から連続して5月以上の月：100分の50 ※ 減算が適用される月 翌々月から解消に至った月まで利用者全員について減算（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。） ※ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合であって、次のアからエまでの全てに該当するときは、１年に１回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、介護給付費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予します。この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・１(8)

	長に報告してください。なお、別紙様式には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付してください。 ア 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。 イ 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。 ウ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。 エ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。 ※ 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗じますが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算します。		報酬留意事項通知第2・1(16)
	(5) 利用者の個別支援計画を作成していない場合、所定単位数の減算を行っていますか。（短期入所を除く。） ① 作成されていない期間が3月未満の場合：100分の70 ② 作成されていない期間が3月以上の場合：100分の50 ※ 次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算します。 ① サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。 ② 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・1(10)
	(6) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合、所定単位数の減算を行っていますか。 ※ 情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算します。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・1(12)
	(7) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合、所定単位数の減算を行っていますか。 ※ 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算します。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・1(13)
	(8) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合、所定単位数の減算を行っていますか。 ※ 当該減算については、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた（運営基準を満たしていない状況が確認された）場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・1(14)

	ら減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとしてください。 （一）指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。 （二）指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」）を定期的に開催していない場合。具体的には、１年に１回以上開催していない場合とする。 （三）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 （四）身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を１年に１回以上実施していない場合とする。		
	(9)　虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合、所定単位数の減算を行っていますか。 ※ 当該減算については、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた（運営基準を満たしていない状況が確認された）月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとしてください。 （一）指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、１年に１回以上開催していない場合とする。 （二）虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を１年に１回以上実施していない場合とする。 （三）虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・１(15)
9　福祉専門職員配置等加算 短期入所、施設入所支援を除く各サービス費共通	生活支援員等の配置が次の条件に該当しているものとして市に届出している場合、１日につき所定単位数を加算していますか。 生活介護においては、(1)又は(2)を算定している場合であっても、(3)を算定することができます。 その他のサービスにおいては、(1)～(3)を同時に算定できません。 (1)　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上 (2)　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の25以上 (3)　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次の①又は②のいずれかに該当する場合 ① 生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上 ② 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上	はい・いいえ・該当なし 加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・該当なし	平18厚労告523別表第6・3、第10・1の2、第11・1の2、第12・9、第14・8

	※ 就労移行支援、就労継続支援Ｂ型において、加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定する場合、直接処遇職員として作業療法士を含みます。 ※　(3)②の「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の障害福祉サービス事業等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとします。 ※　多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとします。 　なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者（例：生活介護の生活支援員を0.5 人分、就労移行支援の職業指導員を0.5 人分勤務している者）については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとします。		準用（報酬留意事項通知第2・2(5)④）
10　常勤看護職員等配置加算 <u>生活介護</u>	【生活介護】 　看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対してサービスを行っている場合に、利用定員に応じ、１日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・3の2、第7・2の2
<u>短期入所</u>	【短期入所】 　看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして市に届け出た指定短期入所事業所等において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。 ※ 当加算において、看護職員とは保健師又は看護師若しくは准看護師をいいます。 ※ 定員超過利用減算及び人員欠如減算に該当する場合は、算定できません。 ● 【厚生労働大臣が定める者】（平18厚労告556第5号） 児童福祉法に基づく指定通所支援等に要する費用の額の算定に関する基準 別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の表「スコア表」の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であるもの。 ※ 【スコア表】 (1) 人工呼吸器（ 鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理 (2) 気管切開の管理 (3) 鼻咽頭エアウェイの管理 (4) 酸素療法 (5) 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。） (6) ネブライザーの管理 (7) 経管栄養 　(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻 　(2) 持続経管注入ポンプ使用 (8) 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等） (9) 皮下注射 　(1) 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。） 　(2) 持続皮下注射ポンプの使用 (10) 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。） (11) 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等） (12) 導尿 　(1) 間欠的導尿 　(2) 持続的導尿（ 尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・2の2 平24年厚労告第22号別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表

	は尿路ストーマ） (13) 排便管理 (1) 消化管ストーマの使用 (2) 摘便又は洗腸 (3) 浣腸 (14) 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置 (注) 「13. 排便管理」における「(3) 浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50％程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。		
11 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 短期入所を除く各サービス費共通	次の条件が該当しているものとして市に届出をしている場合には、1日につき所定単位数を算定していますか。 ※生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。 (1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という）であるサービスの利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする）が当該サービスの利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、基準に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届出をし、サービスを行った場合。 (2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) 視覚障害者等であるサービスの利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、基準に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届出をし、サービスを行った場合。 ※「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」については、具体的には次の①から③までのいずれかに該当する者です。 ① 視覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が１級又は２級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者 ② 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が２級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者 ③ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が３級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者 ※「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えます。この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はありません。 ※「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」については、具体的には次の①又は②のいずれかに該当する者です。	はい・いいえ・該当なし 加算 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523別表第6・4、9・4の2、第10・2、第11・2、第12・2、第14・2 報酬留意事項通知第2・2(6)⑥ 報酬留意事項通知第2・2(9)⑦

	には次の①又は②のいずれかに該当する者です。 ① 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 ② 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者 ※ 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100分の50又は100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40又は50で除して得た数以上なされていれば満たされるものです。 ※ 施設入所支援の場合、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できますが、この場合、昼間実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要です。		報酬留意事項通知第2・2(9)⑦
12 高次脳機能障害者支援体制加算 <u>短期入所を除く各サービス費共通</u>	別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出をし、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める基準】（平18厚労告543第18号） 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であること ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】（平18厚労告551第6号ホ） 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。 (1) 法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準において定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。 ※ 研修の要件 地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。 ※ 高次脳機能障害者の確認方法について 加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。 (ｱ) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 (ｲ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 (ｳ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。） ※ 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100 分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・4の2ほか 報酬留意事項通知第2・2(6)⑦
13 初期加算	サービスの利用開始日から起算して30日以内の期間、サービスを提供した場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・5ほか

	短期入所、施設入所支援を除く各サービス費共通	※ 加算の算定対象となるのは、暦日で30日間のうち利用者が利用した日数となることに留意してください。 ※ 初期加算の算定期間終了後、同一敷地内の事業所等へ転所する場合は、加算対象としません。 ※ 利用者が過去３月間に当該障害者支援施設に入所したことがない場合に限り加算できます。 ※ 障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該障害者支援施設等に入所した場合も含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定するものとします。 ※ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できます。（病院と事業所が同一敷地内の場合を除く） ※ 宿泊型自立訓練と同一敷地内の日中活動サービスを利用している者は、宿泊型の利用開始から30日以内の期間、宿泊型のみ算定できます。		報酬留意事項通知第2・2(6)⑧ 報酬留意事項通知第2・3(2)⑦
14	訪問支援特別加算 生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型	継続してサービスを利用する利用者について、連続した5日間、サービスの利用がなかった場合において、従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、個別支援計画に位置づけられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 ※ 「利用がなかった場合」とは、概ね3か月以上継続的に利用していた者が、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合をいいます。この5日間とは開所日数（利用日ではない）で5日間をいうものであることに留意してください。 ※ 「相談援助等」とは、家族等との連絡調整、引き続きサービスを利用するための働きかけや、個別支援計画の見直し等の支援をいいます。 ※ 1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又はサービスの利用後、再度5日間以上連続して利用がなかった場合のみ対象となります。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・6ほか 報酬留意事項通知第2・2(6)⑨
15	欠席時対応加算 短期入所、施設入所支援を除く各サービス費	サービスを利用する利用者（当該障害者支援施設等の入所者を除く。）が、あらかじめサービスの利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき4回を限度に、１回につき所定単位数を加算していますか。 ※ 急病等によりその利用を中止した日（あらかじめサービスの利用を予定していた日）の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定してください。 ※ 電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録してください。 ※ 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、直接の面会や自宅への訪問等を要しません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7ほか 報酬留意事項通知第2・2(6)⑩
16	重度障害者支援加算 生活介護・短期入所・施設入所支援	【生活介護】 (1) 重度障害者支援加算（Ⅰ） 人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算（Ⅱ）及び常勤看護職員等配置加算を算定している事業所等であって、当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの（看護職員を常勤換算方法で３人以上配置しているものに限る。）として市長に届け出た事業所等において、２人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注1

	※ 重度障害者支援加算(Ⅰ)については、人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算(Ⅱ)及び常勤看護職員等配置加算（看護職員を常勤換算方法で３人以上配置しているものに限る。）を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものです。 ※ 重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算（Ⅲ）は算定できません。		報酬留意事項通知第2・2(6)⑪(一)
	(2) 重度障害者支援加算(Ⅱ) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、区分６に該当し、かつ、平18厚労告543第4号に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対して指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】(平18厚労告551第6号へ) 次のいずれにも該当する事業所等であること。 ○ 行動関連項目の合計が10点以上である利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること ○ 従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。 ○ 事業所等の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注2 平18厚労告543第22号（準用第4号） 平18厚労告551第6号へ
	※ 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分６に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定します。 ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。 イ 指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者（以下「実践研修修了者」という。）であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ウ 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下「基礎研修修了者」という。）であること。 エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。 オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。 カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。 キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。		報酬留意事項通知第2・2(6)⑪(二)

	定できるものとする（経過措置）。 (ｱ) 利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。 (ｲ) (ｱ)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事すること。		
	(3) 重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】(平18厚労告551第6号ト) 別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること。 ● 【平18厚労告551第6号トの厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告548第15号) 中核的人材養成研修（平18厚労告548第14号で定める研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者（以下「中核的人材養成研修修了者」という。）から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 ● 【厚生労働大臣が定める者】（平18厚労告556第5号の2) 区分命令第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が18点以上である障害者又はこれに準ずる者 ※ 留意事項は(7)を参照してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注3 平18厚労告551第6号ト 平18厚労告548第15号 平18厚労告556第5号の2 報酬留意事項通知第2・2(6)⑪(三)
	(4) 重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注4
	(5) (3)が算定されている事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算していますか。 ※ 重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものです。 なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注5 報酬留意事項通知第2・2(6)⑪(四)
	(6) 重度障害者支援加算(Ⅲ) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、区分４以上に該当し、かつ、平18厚労告543第4号に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対して指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。ただし、重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定できません。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】(平18厚労告551第6号へ)	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注6

	(2)に記載 ※ 重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定します。 なお、重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者については、この加算を算定することができません。 ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。 イ 指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ウ 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が基礎研修修了者であること。 エ (2)の※のエからキの規定を準用する。		報酬留意事項通知第2・2(6)⑪(五)
	(7) 重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】(平18厚労告551第6号ト) (3)に記載 ● 【厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告556第5号の2) (3)に記載 ※ (3)及び(7)について、中核的人材養成研修修了者を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしています。 この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとします。 なお、この中核的人材については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいですが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではありません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注7 報酬留意事項通知第2・2(6)⑪(三)
	(8) 重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注8
	(9) (7)の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算していますか。 ※ (8)及び(9)について、重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものです。 なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とします。 ※ 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・7の2・注9 報酬留意事項通知第2・2(6)⑪(六) 平18厚労告523別表第6・7の2・注10
	【短期入所】 (1) 重度障害者支援加算（Ⅰ） 区分６(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次のいずれかに該当する利用者に対して、サービスを行った場合に、所	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・3注1

	定単位数を加算していますか。 ① 平成18年厚生労働省告示第523号別表第２・１・注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、四肢全てに麻痺等があり、かつ寝たきりの状態にある者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障害のある者 ② 行動関連項目の合計が１０点以上であること。		
	(2) (1)が算定されている事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分６（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、行動関連項目の合計が１０点以上である者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に100単位を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第7号ホ) 事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】 (平18厚労告548第12号) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第5に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 ※ 留意事項については(5)を参照してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・3注2 報酬留意事項通知第2・2(7)⑭(一)
	(3) (2)が算定されている事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、行動関連項目の点数の合計が18点以上である障害者又はこれに準ずる者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に50単位を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第7号ヘ) 中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること ※ 留意事項については(6)を参照してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・3注3 報酬留意事項通知第2・2(7)⑭(ニ)
	(4) 重度障害者支援加算（Ⅱ） 指定短期入所事業所等において、区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ただし、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・3注4
	(5) 重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ行動関連項目合計点数が10点以上である者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に70単位を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第7号ホ)(2)に記載	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・3注5

	(平18厚労告551第7号ホ)　(2)に記載 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】 (平18厚労告548第12号)　(2)に記載 ※ (2)・(5)については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)又は行動援護従業者養成研修修了者が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(以下「実践研修修了者」という。)が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに100単位又は70単位を算定可能としますが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意してください。 なお、ここでいう「区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者（行動関連項目合計点数が10点以上）」については、障害児にあっては、障害児支援区分3、かつ、強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市が認めた障害児と、「区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分2以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市が認めた障害児とします。		報酬留意事項通知第2・2(7)⑭(一)
	(6)　(5)が算定されている事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、行動関連項目の点数の合計が18点以上である障害者又はこれに準ずる者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に50単位を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第7号ヘ)　(3)に記載 ※ (3)・(6)については、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに50単位を算定可能としますが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意してください。 なお、ここでいう「区分６に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が18点以上である者」については、障害児にあっては、障害児支援区分3、かつ、強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市が認めた障害児と、「区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が18点以上である者」については、障害児にあっては、障害児支援区分2以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市が認めた障害児とします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・3注6 報酬留意事項通知第2・2(7)⑭(二)
	【施設入所支援】 (1)　重度障害者支援加算（Ⅰ） 医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(生活介護を受ける者に限る)の数の合計数の100分の20以上であって、指定基準に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして市長に届け出た施設入所支援の単位において、サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目中、いずれか１つ以上に該当するものとします。なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であって、経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る）を必要とするものとします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注1 報酬留意事項通知第2・2(9)⑤(一)
	(2)　(1)が算定されている障害者支援施設であって、区分６に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして市長に届け出た施設入所支援の単位において、サービスの提供を行った場合は、更に１日につき所定単位数に22単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注2
	(3)　重度障害者支援加算（Ⅱ）		

	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た障害者支援施設において、区分６に該当し、かつ行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対しサービスの提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第9号・ロ) 次のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。 ○ 行動関連項目の合計が10点以上である利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること ○ 従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。 ○ 従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。 ※ 留意事項については（生活介護）(2)の※を参照してください。その際、サービス名や基準の名称は指定障害者支援施設の内容に置き換えてください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注3 報酬留意事項通知第2・2(9)⑤(二)
	(4) (3)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第9号・ハ) 中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成すること ● 【厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告556第5号の2) （生活介護）(3)に記載 ※ 留意事項については(8)を参照してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注4 報酬留意事項通知第2・2(9)⑤(三)
	(5) (3)が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注5
	(6) (4)の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算していますか。 ※ (5)及び(6)については、重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものです。 なお、当該利用者につき、同一事業所においては、１度までの算定とします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注6 報酬留意事項通知第2・2(9)⑤(四)
	(7) 重度障害者支援加算（Ⅲ） 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た障害者支援施設等において、区分４以上に該当し、かつ行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対しサービスの提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ただし、重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は算定できません。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第9号・ロ) (3)に記載 ※ 留意事項については（生活介護）(6)の※を参照してください。その際、サービス名や基準の名称は指定障害者支援施設の内容に置き換えてください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注7 報酬留意事項通知第2・2(9)⑤(五)

	位を算定しているか。		
	(8) 重度障害者支援加算（Ⅲ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第9号・ハ) (4)に記載 ● 【厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告556第5号の2) (生活介護) (3)に記載 ※ (4)及び(8)については、中核的人材養成研修修了者を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしています。 この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、当該強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとします。 なお、この中核的人材の配置については、当該指定障害者支援施設等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいですが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではありません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注8 報酬留意事項通知第2・2(9)⑤(三)
	(9) 重度障害者支援加算（Ⅲ）が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注9
	(10) (8)が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算していますか。 ※ (9)及び(10)については、重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものです。 なお、当該利用者につき、同一事業所においては、１度までの算定とします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・3・注10 報酬留意事項通知第2・2(9)⑤(六)
17 リハビリテーション加算 生活介護・機能訓練	(1) リハビリテーション加算(Ⅰ) 【生活介護】 次の①から⑤のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 【機能訓練】 次の①から⑤のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、サービスを行った場合又は次の①から⑥までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対してサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ① 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。 ② 実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がサービスを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。 ③ 実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ④ 障害者支援施設等に入所している利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・8・注1 平18厚労告523別表第10・4の2注1

	点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 ⑤ 上記④以外の利用者については、従業者が、必要に応じ、特定相談支援事業者を通じて居宅介護サービスその他の障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 ⑥ 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。		
	(2) リハビリテーション加算（Ⅱ） (1)の①から⑤までのいずれも満たすものとして市長に届け出た事業所等において、(1)に規定する以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対しサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 【機能訓練のみ】リハビリテーション加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しません。 ※ リハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととします。【生活介護】【機能訓練】共通事項 (一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。 (二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。 (三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 (ア) 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者(以下「関連スタッフ」という。)が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとすること。 (イ) リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごと（機能訓練においては概ね2週間以内及び3月ごと）に関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとすること。また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。 (ウ) 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリ	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・8・注2 平18厚労告523別表第10・4の2注2 報酬留意事項通知第2・2(6)⑫ 報酬留意事項通知第2・3(1)⑧

		テーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。 （エ）利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。 （オ）サービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。 ※ 【機能訓練のみ】 リハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものですが、原則として利用者全員に対して実施するべきものです。 ※ 【機能訓練のみ】 リハビリテーション加算（Ⅰ）の算定における利用者の生活機能の改善状況等の評価については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成21年3月31日障障発第0331003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき実施し、その評価結果を公表してください。 ※【関係通知】「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成21年3月31日障障発第0331003号 R6.4.1一部改正）		報酬留意事項通知第2・3(1)⑧
18	利用者負担上限額管理加算 施設入所支援を除く各サービス費	事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定していますか。 ※「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う事業所等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいいます。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・9、第7・7、第10・5、第11・6、第12・6、第14・6 準用（報酬留意事項通知第2・2(1)⑲）
19	食事提供体制加算 施設入所支援を除く各サービス費	低所得者等であって個別支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（障害者支援施設に入所する者を除く）に対して、事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託しているなど当該事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、１日につき所定単位数を加算していますか。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又はＢＭＩ（ＢＭＩ＝体重（kg） / 身長（m）２）をおおむね６月に１回記録していること。 ※ 原則として当該施設内の調理室を使用して調理した場合に算定するものですが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。 ※ 施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものは、施設外で調理し搬入する方法も認められます。 ※ 単に出前や市販の弁当を購入し、利用者に提供する方法は加算の対象にはなりません。 ※ 利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・10、7・8、10・6、11・7、12・7、14・7 報酬留意事項通知第2・2(6)⑭

	文給されていることから、この加算は算定できません。 ※ (1)について 管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はありません。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいですが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とします。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとします。 献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいですが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとします。また、献立の確認の頻度については、年に１回以上は行ってください。 ※ (2)について 摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とします。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられますが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意してくださ。 摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の１／２」、「全体の〇割」などといったように記載してください。 摂食量の記録は、提供した日については必ず記録してください。 ※ (3)について おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行ってください。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとします。また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えありません。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければなりません。 なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底してください。 ※ 短期入所において、１日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできません。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えありません。 （この場合における「隣接事業所等」とは、隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所、(外部サービス利用型)指定共同生活援助事業所、指定障害者支援施設等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているものをいう。） ※ 自立訓練（生活訓練）における食事提供体制加算(Ⅰ)については、短期滞在加算が算定される者及び宿泊型自立訓練の利用者について算定できます。なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制にかかるものであることから、複数回分の算定は出来ません。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えありません。 自立訓練（生活訓練）における食事提供加算(Ⅱ)については、(Ⅰ)以外の者について算定するものです。		報酬留意事項通知第2・2(7)⑲ 報酬留意事項通知第2・3(2)㉓
20　延長支援加算 生活介護	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間８時間以上９時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間８時間以上９時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が９時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】(平18厚労告551第6号チ) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を１以上配置していること。 ※ 所要時間は、生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、原則として、単独のみを実施する時	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・11 報酬留意事項通知第2・2(6)㊷

	人提供を行った時間であり、原則として、送迎のみを実施する時間は含まれません。 ※ 延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置してください。		2・2(6)⑮
21　送迎加算 施設入所支援を除く各サービス費	(1)　厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た障害者支援施設等おいて、利用者（当該事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対してその居宅等と障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 ※ 【短期入所以外】以下の要件に応じて算定していますか。 ア 送迎加算(Ⅰ)　次の①～③のいずれにも該当する場合に算定 イ　送迎加算(Ⅱ)　次の①の基準に適合し、かつ、②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① 障害者支援施設が、当該施設において行われるサービス又は指定障害者支援施設が行う生活介護等に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。 ② 原則として、当該月において、１回の送迎につき平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること。 ③ 原則、当該月において、週３回以上の送迎を実施していること。 ※ 同一敷地内に複数の事業所がある場合、原則として１つの事業所として取り扱います。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではありません。 ※ 居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となりますが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意してください。 ※ (外部サービス利用型)共同生活援助事業所と障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となります。 ※ 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えありませんが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象となりません。 ※ 他の障害福祉サービス事業所や、介護事業所と送迎に係る雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を締結し、他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても対象となります。なお、その場合には、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間で責任の所在を事前に明確にしてください。	はい・いいえ・該当なし 加算 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523別表第6・12、7・12、10・7、11・11、13・13、14・14 厚生労働大臣が定める送迎(平24厚労告268第1号イ・ロ) 報酬留意事項通知第2・2(6)⑯
	(2)　同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物の他の事業所等との間の送迎を実施している場合は、(1)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・12注3
	(3)　【生活介護のみ】 上記(1)の送迎を実施しており、かつ、区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の合計数の100分の60以上であるものとして市長に届け出た事業所等において、利用者に対して、その居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に、(1)に加えて、さらに所定単位数を加算していますか。 ※ 「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、行動関連項目合計点数が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とします。 ※ 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設とは、具体的には、一体的な建築物として、当該障害者支援施設の1階部分に指定生活介護事業所等がある場合や当該障害者支援施設と渡り廊下でつながっ	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・12注2 報酬留意事項通知第2・2(6)⑯

		ている場合、隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで当該障害者支援施設と指定生活介護事業所が隣接する場合などが該当します。		
22	障害福祉サービスの体験利用支援加算 短期入所、施設入所支援を除く各サービス費	(1)　サービスを利用する利用者が、地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、障害者支援施設等におくべき従業者が、以下のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算していますか。 ① 障害福祉サービスの体験的利用支援加算（Ⅰ） 体験的な利用支援を開始した日から起算して5日以内 ② 障害福祉サービスの体験的利用支援加算（Ⅱ） 体験的な利用支援を開始した日から起算して6日以上15日以内 ア 体験的な利用支援の利用日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ⅰ 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 ⅱ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 ⅲ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 ※ 地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意してください。 ※ 当該加算は、体験利用日に算定することが原則ですが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13、10・8、11・12、13・14、14・15 報酬留意事項通知第2・2(6)⑰
		(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に１日につき所定単位数に加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】（平18厚労告551第6号リ） 次のいずれにも該当する指定障害者支援施設であること ① 運営規程において、当該障害者支援施設が市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ② 指定障害者支援施設等の従業者のうち、市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を１以上配置していること。 ※ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13注4 報酬留意事項通知第2・2(6)⑰
23	就労移行支援体制加算 生活介護・機能訓練・生活訓練・就労継続支援Ｂ型	サービスを受けた後に就労し、就労を継続している期間が６月に達した者（就労定着者）が、前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た事業所等において、サービスを行った場合に、１日につきサービスを行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数（＊）に就労定着者の数（当該年度の前年度の9月30日時点における当該事業所等の定員数を上限とする。）を乗じて得た単位数を加算していますか。 （＊）就労継続支援Ｂ型については、利用定員に加え、人員配置に基づき算定する基本報酬の区分に応じて（Ⅰ）～（Ⅳ）に区分されます。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13の2、10・8の3、11・12の3、14・3

	※ 前年度実績には就労継続支援Ａ型事業所に雇用された者又は施設外支援の対象となるトライアル雇用された者は除きます。 ※ 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該事業所等においてサービスを受けた場合にあっては、サービスを受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱います。具体的には、労働時間の延長の場合にはサービスの終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とします。 ※ 各サービスを経て企業等に雇用された後、各サービスの職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該事業所等においてサービスを受けた場合は、当該サービスを受けた後から６月）に達したものは就労定着者として取り扱います。 ※ 過去３年間において、指定事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととします。 ※ 「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者です。例えば、令和5年10月1日に就職した者は、令和6年3月31日に6月に達した者となります。		報酬留意事項通知第2・2(6)⑱、3(5)⑤
24　入浴支援加算 生活介護	別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして市長に届け出た事業所等において、当該者に対して入浴を提供した場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める者】（平18厚労告556第5号の3） スコア表（10 常勤看護職員等配置加算を参照）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者 ※ 入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいですが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とします。 ※ 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましいです。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13の3 報酬留意事項通知第2・2(6)⑲
25　喀痰吸引等実施加算 生活介護	事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める者】（平18厚労告556第5号） 10 常勤看護職員等配置加算に記載	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13の4
26　栄養スクリーニング加算 生活介護	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、１回につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】（平18厚労告551第6号ヌ） 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する相談支援専門員に提供していること ※ 栄養スクリーニング加算の算定に係る栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、通所の利用者（以下「利用者」という。）に対して、原則として一体的に実施すべきものです。なお、生活支援員等は、利用者全員の栄養状態を継	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13の5 報酬留意事項通知第2・2(6)⑳

	続的に把握してください。 ※ 栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について次に掲げる項目の確認を行い、確認した情報を相談支援専門員に対し、提供してください。なお、栄養スクリーニングの実施に当たっては、【指定生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例の提示について(R6.3.29障障発0329第3号)】を参照してください。 ア　BMI イ　体重変化割合 ウ　食事摂取量 エ　その他栄養状態リスク ※ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施してください。 ※ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供が必要だと判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。		
27　栄養改善加算 生活介護	次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に２回を限度として所定単位数を加算していますか。 ただし、栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を１名以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥えん下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※ 栄養改善加算の実施に当たっては、【指定生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例の提示について(R6.3.29障障発0329第3号)】を参照してください。 ※ 当該事業所の職員として、又は外部（医療機関、障害者支援施設等（常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行ってください。 ※ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のいずれかの栄養状態リスクに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とします。 ア　BMI イ　体重変化割合 ウ　食事摂取量 エ　その他低栄養又は過栄養状態にある、又はそのおそれがあると認められる者 次のような問題を有する者については、上記アからエまでのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。 ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題 ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13の6 報酬留意事項通知第2・2(6)㉑

	・ 食欲の低下の問題 ※ 栄養改善サービスの提供は、以下のアからオまでに掲げる手順を経てなされます。 ア　利用者ごとの栄養状態のリスクを、利用開始時に把握するこ イ　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、生活支援員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。 作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 なお、生活介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。 ウ　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 エ　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 オ　利用者の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する相談支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 ※ おおむね３月ごとの評価の結果、上記ののアからオまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供します。		
28　緊急時受入加算 短期入所、施設入所支援を除く各サービス費	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】（平18厚労告551第6号ル） 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業所等であること (1) 運営規程において、当該事業所等が市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること (2) 事業所等の従業者のうち、市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を１以上配置していること。 ※ 緊急時受入加算については、以下のとおり取り扱います。 ア　市により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。市及び事業者は、協議会の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 イ　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネー	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13の7 報酬留意事項通知第2・2(6)㉒

	ターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 ウ　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。 エ　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 ※　【生活訓練】 短期滞在加算を算定する場合、緊急時受入加算は算定できません。		報酬留意事項通知第2・3(2)㉛
29　集中的支援加算 各サービス費	(1)　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※短期入所・施設入所支援の場合は集中的支援加算（Ⅰ） ●　【厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告556第1号の2) 行動関連項目の合計が10点以上である障害者又はこれに準ずる者 ※　強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定療養介護事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととします。 なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照してください。 (一)　本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。 (二)　集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア　広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び事業所のアセスメントを行うこと。 イ　①（各サービス） 広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。 なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。 ②（短期入所・施設入所支援以外） 当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあっては、当該事業所とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと ウ　事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること エ　事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること オ　当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること (三)　当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。 (四)　集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第6・13の8 （準用）報酬留意事項通知第2・2(5)⑦

	又はその家族に説明し、同意を得ること。 （五）事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。		
	(2)【短期入所・施設入所支援のみ】集中的支援加算（Ⅱ） 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】 (平18厚労告556第1号の2) 行動関連項目の合計が10点以上である障害者又はこれに準ずる者 ※ 一定の体制を備えているものとして市長が認めた事業所等において、集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該者に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととします。 なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要があります。 また、本加算を算定可能な事業所等の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照してください。 （一）他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。 （ニ）事業所等における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア 広域的支援人材の支援を受けながら、(1)の(ニ)に規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算(Ⅰ)の算定が可能であること。 イ 集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。 ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。 エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・13の3ロ 報酬留意事項通知第2・2(7)㉖
30 地域生活支援拠点等の場合 短期入所	(1) 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所において、利用者に対し、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に100単位を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第7号・ニ) 次の①及び②のいずれにも該当する指定短期入所事業所等であること。 ① 運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ② 事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を１以上配置していること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7注15の8

	携及び調整に従事する者を１以上配置していること。		
	(2) (1)の場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、事業所等の従業者のうち、市及び指定障害福祉サービス事業所、医療機関、期間相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を１以上配置しているものとして市長に届け出た上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算していますか。 ※ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7注15の8 報酬留意事項通知第2・2(7)⑨
31 短期利用加算 短期入所	利用開始日から起算して30日以内の期間について、1年間に通算して30日を限度として1日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・2
32 医療的ケア対応支援加算 短期入所	(1) 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、１日につき、所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・2の3
	(2) 福祉型強化・福祉型強化特定短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、１日につき、所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める者】（平18厚労告556第5号） 10 常勤看護職員等配置加算に記載 ※ 看護職員は常勤、非常勤を問いません。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・2(7)⑫
33 重度障害児・障害者対応支援加算 短期入所	福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している事業所において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が、事業所の利用者の数に100分の50以上である場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・2の4
34 医療連携体制加算 生活介護・施設入所支援・機能訓練を除く各サービス費	(1) 医療連携体制加算（Ⅰ） 【短期入所・生活訓練・就労移行・就労Ｂ型】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に、看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注1ほか 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯
	(2) 医療連携体制加算（Ⅱ） 【短期入所・生活訓練・就労移行・就労Ｂ型】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注2ほか
	(3) 医療連携体制加算（Ⅲ） 【短期入所・生活訓練・就労移行・就労Ｂ型】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注3ほか

	※ (1)(2)(3)共通 福祉型強化（特定）短期入所サービス費、医療型（特定）短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉強化型）サービス費の対象となる利用者又は生活介護等、機能訓練等を行う障害者支援施設等において短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については算定できません。		
	(4)-1 医療連携体制加算（Ⅳ）【短期入所】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告556第5号の9) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者 ※ 福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注4
	(4)-2 医療連携体制加算（Ⅳ）【生活訓練・就労移行・就労Ｂ型】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告556第5号の9) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者 ※ 福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第11の4の2注4ほか
	(5)-1 医療連携体制加算（Ⅴ）【短期入所】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告556第5号の9)　(4)-1に記載 ※ 福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(3)を算定している利用者については算定できません。 ※ 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)(短期入所以外は(Ⅰ)から(Ⅳ))について、看護職員1 人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱います。 ア　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。 イ　医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)(短期入所以外は(Ⅳ))における取扱い 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。 ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて8 人を限度に算定可能であること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注5 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯(ニ)
	(5)-2 医療連携体制加算（Ⅴ）【生活訓練・就労移行・就労Ｂ型】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第11の4の2注5ほか

	を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算していますか。		
	(6)-1 医療連携体制加算（Ⅵ）【短期入所】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して８時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき３人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】 (平18厚労告556第5号の10) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、１６点以上である者 ※ 福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(3)若しくは(5)を算定している利用者については算定できません。 ※ 看護職員1 人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定する利用者を合算して3 人を限度とします。なお、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)に該当する利用者に対する看護は認められません。 ※ (短期入所) 医療連携体制加算(Ⅳ)から(Ⅵ)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、1 日における訪問時間を合算したものです。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注6 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯(三) 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯(四)
	(6)-2 医療連携体制加算（Ⅵ）【生活訓練・就労移行・就労Ｂ型】 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第11の4の2注6ほか
	(7) 医療連携体制加算（Ⅶ）【短期入所】 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等の指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し１日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 福祉型強化（特定）短期入所サービス費、医療型（特定）短期入所サービス費を算定している場合は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注7
	(8) 医療連携体制加算（Ⅷ）【短期入所】 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 福祉型強化短期入所サービス費、医療型（特定）短期入所サービス費の算定対象となる利用者、医療連携体制加算(Ⅰ)から医療連携体制加算(Ⅵ)までのいずれかを算定している利用者については算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注8
	(9) 医療連携体制加算（Ⅸ）【短期入所】 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所等において、サービス提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】 (平18厚労告551第7号ト) ① 事業所の職員又は訪問看護ステーション等との連携により、看護師（准看護師は認められない）を1名以上確保していること。 ② 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注9

	居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ※ 福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定できません。 ※ 利用者の状態の判断や、事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められません。 ※ 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能です。 ※ 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、 ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要です。 なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられます。 ※ 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)について ※短期入所以外は(Ⅰ)から(Ⅵ) ア　事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。 このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。 なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。 イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。 ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。 エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)を参照のこと。)		準用（報酬留意事項通知第2の3(8)㉙) 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯(一)
35　栄養士配置加算 短期入所	次のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所について、１日につき所定単位数を加算していますか。 (1)　栄養士配置加算（Ⅰ） ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。 ②　利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 (2)　栄養士配置加算（Ⅱ） ①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。 ②　利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 ※ 調理業務委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、栄養士配置加算（Ⅰ）は算定できません。ただし、供給事業所又は	はい・いいえ・該当なし 加算 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523別表第7・6 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯

	養士配置加算（Ⅰ）は算定できません。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあっては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第9の1の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算（Ⅰ）、報酬告示第9の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算（Ⅱ）を算定することが可能です。		2・2(7)⑰
36 緊急短期入所受入加算 短期入所	緊急に指定短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、その日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。 (1) 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合 (2) 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 医療型（特定）短期入所サービス費を算定している場合 ※ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）については以下のとおり取り扱います。 ア 緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。 イ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。 ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。 エ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。 オ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。 ※ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）については以下のとおり取り扱います。 ア 介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できる。 イ 緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談すること。 ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。 エ 緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。	はい・いいえ・該当なし 加算 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523別表第7・9 平18厚労告556第6号 報酬留意事項通知第2・2(7)⑳(一) 報酬留意事項通知第2・2(7)⑳(二)
37 定員超過特例加算	緊急にサービスを受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、定員を超えてサービスを行った場合、10日を限度として1日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・10

	短期入所	※ 緊急利用者（34緊急短期入所受入加算の※イに記載）を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所を行った場合に、利用者全員につき算定できます。 ※ 新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となります。 ※ 当該加算を算定している場合、定員超過減算及び大規模減算は適用しません。		報酬留意事項通知第2・2(7)㉑
38	特別重度支援加算 短期入所	(1) 特別重度支援加算（Ⅰ） 医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、サービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】 (平18厚労告556第7号) 平18厚労告556の別表第1のいずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、25点以上である者	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・11
		(2) 特別重度支援加算（Ⅱ） 医療型短期入所サービス費又医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、サービス提供を行った場合、１日につき所定単位数を算定していますか。ただし、特別重度支援加算（Ⅰ）を算定している場合には算定できません。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】 (平18厚労告556第7号の2) 平18厚労告556の別表第1のいずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、10点以上である者	はい・いいえ・該当なし	
		(3) 特別重度支援加算（Ⅲ） 医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、サービス提供を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。ただし、特別重度支援加算（Ⅰ）又は特別重度支援加算（Ⅱ）を算定している場合には算定できません。 ● こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 (平18厚労告556第8号) 平18厚労告556第8に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続していること。 ※ 算定の際は報酬留意事項通知第2・2(7)㉒を参照してください。	はい・いいえ・該当なし	
39	日中活動支援加算 短期入所	次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た事業所等において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、サービス提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は加算できません。 (1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（(2)において「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。 (2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等がサービス提供を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。 (3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ※ 日中活動支援加算については、以下のとおり取り扱うこととします。 (一) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・13 報酬留意事項通知第2・2(7)㉔

	又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、（二）により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所行う場合に算定可能とします。 （二）日中活動実施計画は、以下の手順で作成してください。 ア　保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者（以下「保育士等」という。）が共同し、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をすること。 保育士等が共同して検討するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 イ　保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。 ウ　保育士等は、利用者に対するサービス提供に当たる担当者等からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について意見を求め、日中活動支援計画を作成すること。なお、作成した日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 エ　保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。		
40　医療型短期入所受入前支援加算 <u>短期入所</u>	(1)　医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） 医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、サービスを開始した日について、所定単位数を加算していますか。 ※福祉型短期入所サービス費を算定している場合には算定しません。 ●　【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】 （平18厚労告551第7号チ） 事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、当該利用者の自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認していること。 ※　当該指定短期入所事業所等の医師又は医師の指示を受けた看護職員が、居宅等を訪問し、医療的ケア児（者）の支援を行うにあたり必要な医療的ケアの実施方法の確認、当該医療的ケア児（者）の状態、生活環境及びその他医療型短期入所サービスを利用するにあたり必要な情報の把握（以下「利用前支援」という。）を行い、その内容を踏まえ、利用中の看護や医療的ケアの方法等を、当該医療的ケア児（者）とその家族等及び指定短期入所事業所等の職員と共有した場合に算定します。 また、訪問の際には、実際に支援を行う予定の生活支援員も同行することが望ましいです。 なお、同一短期入所事業所においては１度限りの算定としますが、当該事業所を１年以上利用していない場合にはその限りでは	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・13の2注1 報酬留意事項通知第2・2(7)㉕

	ありません。		
	(2) 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ) 医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、サービスを開始した日について、所定単位数を加算していますか。 ※福祉型短期入所サービス費を算定している場合には算定しません。 ● 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】(平18厚労告551第7号リ) 事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することにより、医療的ケアの手技等を確認していること。 ※ 利用前支援を情報通信機器を用いて行う場合においては、当該医療的ケア児（者）の個人情報を情報通信機器等の画面上で取り扱う場合には、当該医療的ケア児（者）又はその家族に同意を得てください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・13の2注2 報酬留意事項通知第2・2(7)㉕
41 夜勤職員配置体制加算 施設入所支援	厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た施設入所支援等の単位において、サービスの提供を行った場合に、当該施設入所支援の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】(平18厚労告551第9号イ) 夜勤を行う職員として、施設入所支援の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が次に掲げる数以上であること。 ① 前年度の利用者数の平均値が21人以上40人以下の場合 →２ ② 前年度の利用者数の平均値が41人以上60人以下の場合 →３ ③ 前年度の利用者数の平均値が61人以上場合 →３に、前年度の利用者数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 ※ 利用者の動向を検知できる見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。）を、当該障害者支援施設等の利用者の数の100分の15以上の数配置している場合には、夜勤を行う職員として生活支援員の員数は以下のとおりとすることができます。 ① 前年度の利用者数の平均値が21人以上40人以下の場合 →夜勤1.9人以上 ② 前年度の利用者数の平均値が41人以上60人以下の場合 →夜勤2.9人以上 ③ 前年度の利用者数の平均値が61人以上場合 →夜勤3.9人に、前年度の利用者数の平均値が100を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・2 平18厚労告551第9号イ 報酬留意事項通知第2・2(9)④
42 夜間看護体制加算 施設入所支援	(1) 夜勤職員配置体制加算が算定されている障害者支援施設において、指定生活介護を受ける利用者に対して指定施設入所支援を提供する時間帯を通じ、生活支援員に代えて看護職員（重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く）を１以上配置しているものとして市長に届け出た施設入所支援の単位において、１日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・4
	(2) (1)の場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に１日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（１を超えて配置した人数に限る）を乗じて得た単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	

		※ 原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できません。		報酬留意事項通知第2・2(9)⑥
43	入所時特別支援加算 施設入所支援	新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・5
44	入院・外泊時加算 施設入所支援	(1) 入院・外泊時加算（Ⅰ） 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じた単位数を加算していますか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・6
		(2) 入院・外泊時加算（Ⅱ） 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から８２日を限度として、所定単位数に代えて利用定員に応じた単位数を加算していますか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定できません。 （Ⅰ）、（Ⅱ）共通留意事項 ※ ９日を超える入院にあっては、従業者が特段の事情（利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指します。また、その具体的な内容を記録しておいてください）のない限り、原則として１週間に１回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合に、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く）について、１日につき所定単位数を算定するものです。 ※ 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておいてください。 ※ 入所者の入院又は外泊の期間中で、入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則ですが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能です。ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・2(9)⑩
45	入院時支援特別加算 施設入所支援	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が、病院又は診療所（同一敷地内に併設する場合を除く）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月につき１回を限度として、次の入院期間（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。以下(1)において同じ。）の日数の合計に応じ、所定単位数を加算していますか。 ① 当該月における入院期間の日数の合計が４日未満の場合 ② 当該月における入院期間の日数の合計が４日以上の場合 ※ 利用者が入所する障害者支援施設の近隣に家族等の居宅があり、家族等からの支援を受けることが可能な場合は加算の対象となりません。 ※ 上記①を算定する場合には少なくとも１回以上、上記②を算定する場合には少なくとも２回以上病院又は診療所を訪問することが必要です。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、上記①の所定単位数を算定します。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・7 報酬留意事項通知第2・2(9)⑪
46	地域移行加算	(1) 入所期間が１月を超えると見込まれる利用者（生活介護を受ける者に限る）の退所に先立って、従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・8

施設入所支援	者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中２回を限度として、所定単位数を加算していますか。		
	(2) 当該利用者の退所後３０日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※ 本加算は、退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものです。 ※ 次の場合には、算定できません。 ① 退所して病院又は診療所へ入院する場合 ② 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ③ 死亡退所の場合 ※ 加算対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うことが必要です。 ※ 本加算に係る相談援助の内容は、次のようなものです。 ① 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助 ② 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助 ③ 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 ④ 住宅改修に関する相談援助 ⑤ 退所する者の介護等に関する相談援助 ※ 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できます。	はい・いいえ・該当なし	準用（報酬留意事項通知第2・2(5)③）
47 地域移行促進加算 施設入所支援	(1) 地域移行促進加算（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第１項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下45において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・8の2注1
	(2) 地域移行促進加算（Ⅱ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、１月につき３回を限度として所定単位数を算定していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平18厚労告551第9号ホ（準用第6号リ）） 次のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。 ・ 運営規程において、当該障害者支援施設等が市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・ 従業者のうち、市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を１以上配置していること。 ※ 地域移行促進加算（Ⅰ）について、以下のとおり取り扱うこととします。 ア 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。 (ｱ) 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・8の2注1 報酬留意事項通知第2・2(9)⑬

	(ｲ) 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 (ｳ) 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助 イ 地域移行支援の体験宿泊加算を算定している期間に限り、1 日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。 加算の算定期間中にあっては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。 なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は加算を算定しないものであること。 ウ 地域移行促進加算(Ⅰ)を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。 エ 連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 ※ 地域移行促進加算(Ⅱ)については、地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものです。 指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても加算の対象とします。 (例) ・共同生活援助事業所や、生活介護等（障害者支援施設と併設しているものは除く）の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験 ・地域の活動（自治会等の地域様々な主体が開催する催し等）への参加 ・現に１人暮らしをしている障害者の生活状況の見学 ・買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験		
48 地域生活移行個別支援特別加算 施設入所支援	(1) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た施設入所支援の単位において、１日につき所定単位を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】(平18厚労告551第9号ヘ) ① 下記(2)に掲げる「厚生労働大臣が定める者」に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。 ② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。 ③ 精神科を担当する医師による定期的な指導が月に２回以上行われていること。（施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。） ④ 従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。 ⑤ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整えられていること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・9注1
	(2) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) 上記(1)の加算が算定されている障害者支援施設であって、厚生労働大臣が定める者に対して施設入所支援の提供を行った場合に、３年以内の期間（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は当該延長期間を限度とする。）において1日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・9注2

	● 【厚生労働大臣が定める者】(平18厚労告556第9号) ① 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者 ② 刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって釈放から3年を経過していない者 ③ ①又は②に準ずる者 ※ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) 加算要件の人員配置については、基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではありませんが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月2回以上の定期的な指導体制(当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)を整えてください。 また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとします。 ※ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) ア 対象者については、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下「退所等」という。)の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)における「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター(以下「地域生活定着支援センター」という。)との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものです。 なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となります。 イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとします。 (ｱ) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成 (ｲ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催 (ｳ) 日常生活や人間関係に関する助言 (ｴ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援 (ｵ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応 (ｶ) その他必要な支援		報酬留意事項通知第2・2(9)⑬
49 栄養マネジメント加算 <u>施設入所支援</u>	次の基準を全て満すものとして市長に届出をした場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 ① 常勤の管理栄養士を1人以上配置すること。 ② 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ③ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・10

	④　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ※ 栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものです。 ※ 調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算は算定できません。 ※ 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できます。 ※ 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施してください。 ア　入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（栄養スクリーニング）。 イ　栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題を把握すること（栄養アセスメント）。 ウ　栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとします。 エ　栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。 オ　入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね２週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね３月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月１回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。 カ　入所者ごとに、概ね３月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。 キ　サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。 ※ 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとします。		報酬留意事項通知第2・2(9)⑮
50　経口移行加算 施設入所支援	(1)　医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算していますか。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は加算できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・11

	(2)　経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定していますか。 ※ 経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとします。 ア　現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。 医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。）。 また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口移行計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができるものとすること。 共同して経口移行計画を作成するに当たってはテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 イ　当該計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。経口移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して180日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。 ウ　経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとすること。ただし、この場合において、医師の指示は概ね２週間ごとに受けるものとすること。 ※ 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次のアからエまでについて確認したうえで実施してください。 ア　全身状態が安定していること（血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること）。 イ　刺激しなくても覚醒を保っていられること。 ウ　嚥下反射が見られること（唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること）。 エ　咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。 ※ 本加算を180 日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・2(9)⑯
51　経口維持加算 施設入所支援	(1)　経口維持加算（Ⅰ） 指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・12

	口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を加算していますか。 　ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定できません。		
	(2)　経口維持加算（Ⅱ） 　協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第４条第１項第１号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、１月につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3)　経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して６月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定していますか。 ※ 経口維持加算(Ⅰ)については、次に掲げるアからエまでの通り実施してください。 ア　現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害（食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。）を有し、水飲みテスト（「氷砕片飲み込み検査」、「食物テスト（foodtest）」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。）、頸部聴診法、造影撮影（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。）、内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。以下同じ。）等により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を含む。以下同じ。）ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象としてください。 ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限ります（以下同じ。）。 イ　月１回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成してください（栄養ケア計画と一体のものとして作成してください。）。 また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得てください。 なお、指定施設入所支援においては、経口維持計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとします。 共同して経口維持計画を作成するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮をしてください。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・2(9)⑰

	ウ　当該経口維持計画に基づき、栄養管理及び支援を実施してください。「栄養管理及び支援」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいいます。 経口維持加算（Ⅰ）の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理により、当該入所者に摂食機能障害及び誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間としますが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して６月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定できません。 エ　入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して６月を超えた場合でも、水飲みテスト、頸部聴診法、造形撮影、内視鏡検査等により、引き続き、摂食機能障害及び誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとします。 ただし、医師又は歯科医師の指示は、概ね１月ごとに受けてください。 ※ 経口維持加算（Ⅱ）における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師（指定障害者支援施設基準第４条第１号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか１名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定してください。 ※ 経口維持加算（Ⅰ）及び経口維持加算（Ⅱ）の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定していますがやむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とします。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。 ※ 食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制をとってください。		
52　口腔衛生管理体制加算 <u>施設入所支援</u>	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】（平18厚労告551第9号ト） 当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること ※ 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではありません。 ※ 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、以下の事項を記載すること。 ア　当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題 イ　当該施設における目標 ウ　具体的方策 エ　留意事項 オ　当該施設と歯科医療機関との連携状況	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・12の2 報酬留意事項通知第2・2(9)⑱

	カ　歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。） キ　その他必要と思われる事項 ※ 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できますが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行ってください。 ※ 入所者の口腔機能の維持・向上のため、年１回以上を目安として、定期的な歯科検診（健診）を実施することが望ましいです。		
53　口腔衛生管理加算 施設入所支援	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定できません。 イ　歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月２回以上行うこと。 ロ　歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ハ　歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】（平18厚労告551第9号ト） 当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ※ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものです。 ※ 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行ってください。 ※ 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべき事項とする。）、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。）を作成し、当該施設に提出してください。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出してください。 ※ 当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供をおこなってください。 ※ 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の属する月であっても算定できますが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が３回以上算定された場合には算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・12の3 報酬留意事項通知第2・2(9)⑲
54　療養食加算 施設入所支援	管理栄養士又は栄養士が配置されている施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める療養食】 （平21厚労告177別表第9・13）	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・13

	（平21厚労告177別表第9・13） 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。 ※ 当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があります。		報酬留意事項通知第2・2(9)⑳
55 地域移行支援体制加算 施設入所支援	前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が６月以上継続している者が１人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、１年間を限度として１日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算していますか。 ※ 以下のア及びイの基準を満たした場合に、障害者支援施設を退所し、退所から６月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者（介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。以下同じ。）の人数に応じて加算するものです。 ア 前年度（４月から３月の間のことをいう。以下同じ。）において、障害者支援施設等を退所し、退所から６月以上、地域での生活が継続している者（指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者のことをいう。以下同じ。）がいること。 なお、前年度の実績としては、退所から６月以上、地域での生活が継続している者が対象となること。 イ 前年度における障害者支援施設等の退所から６月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所から６月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・13の2 報酬留意事項通知第2・2(9)㉑
56 通院支援加算 施設入所支援	指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、１月に２回を限度として所定単位数を算定していますか。 ※ 入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものです。 なお、指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・13の3 報酬留意事項通知第2・2(9)㉒
57 障害者支援施設等感染対策向上加算 施設入所支援	(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 以下の①から③までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算していますか。 ① 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ② 協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この57において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③ 医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。 ※ 障害者支援施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けてください。院内感染対策に関する研修又は訓練については、感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・13の5注1 報酬留意事項通知第2・2(9)㉔

		に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とします。 ※ 障害者支援施設は、施設入所者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定にあたっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保してください。 新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限ります。また、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。 なお、令和6年9月30日までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関と連携することでも差し支えないものとします。 ※ 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に障害者支援施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制を構築してください。		
		(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算していますか。 ※ 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定されます。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・13の5注2 報酬留意事項通知第2・2(9)㉕
58	新興感染症等施設療養加算 施設入所支援	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した障害者の療養を施設内で行うことを評価するものです。 ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定します。令和６年４月時点においては、指定している感染症はありません。 ※ 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系マニュアル）」を参考としてください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第9・13の6 報酬留意事項通知第2・2(9)㉖
59	社会生活支援特別加算 機能訓練・生活訓練・就労移行支援・就労継続支援Ｂ型	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画等に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む）において、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】（平18厚労告551第10号ハ） ① 指定基準に加え、対象者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第10・8の2ほか

	② 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格者を事業所に訪問させることにより、対象者に対する支援について、当該資格者による指導体制が整えられていること。 ③ 対象者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。 ④ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。 ● 【厚生労働大臣が定める者】（平18厚労告556第9号） 医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって釈放から3年を経験していないもの又はこれに準ずる者 ※ 加算の対象となる事業所については、以下の支援を行ってください。 ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた計画等の作成 イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等 ウ 日常生活や人間関係に関する助言 エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援 オ 日中活動の場における緊急時の対応 カ その他必要な支援 ※ 従業者に対する研修会については、原則として全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行ってください。		報酬留意事項通知第2・3(1)⑬
60 個別計画訓練支援加算 生活訓練	(1) 個別計画訓練支援加算（Ⅰ） 次の①から⑥までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ① 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分判定基準に関する省令別表第１における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること ② 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、サービスを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること ③ 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること ④ 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること ⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者については、事業所の従業者が必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること ⑥ 事業所における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第11・4の3注1

	(2) 個別計画訓練支援加算(Ⅱ) (1)の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対してサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ただし、個別訓練計画支援加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しません。 ※ 個別計画訓練支援加算は以下のとおり取り扱います。 (一) 個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。 (二) (三)により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練(生活訓練)等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。 (三) 個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。 ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者(視覚障害者を対象とする場合にあっては、第556号告示第10号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。)が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握(以下この58において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 イ 個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね２週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとすること。 また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。 ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。 エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。 ※ 個別計画訓練支援加算(Ⅰ)の算定における利用者の生活機能の改善状況等の評価については「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成21年3月31日障障発第0331003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき実施し、その評価結果を公表してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第11・4の3注2 報酬留意事項通知第2・3(2)⑩
61 短期滞在加算 生活訓練	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出をした事業所等が、利用者（生活訓練サービス費（Ⅲ）又は（Ⅳ）を受けている者を除く）に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平18厚労告551第11号）	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第11・5

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（平18厚労告551第11号ハ）
(1) 短期滞在加算（Ⅰ）
① 居室の定員が４人以下であること。
② 居室、浴室、洗面設備、便所、その他サービスの提供に必要な設備を備えていること。
③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分配慮されていること。
④ 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置されていること。
(2) 短期滞在加算（Ⅱ）
上記(1)の①～③の施設基準を満たしているほか、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が１人以上配置されていること。
※ 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性があると認められる者に対し、宿泊の提供を行った場合に算定します。</td>
<td>加算
Ⅰ・Ⅰ及びⅡ</td>
<td>報酬留意事項通知第2・3(2)⑪</td>
</tr>
<tr>
<td>62 精神障害者退院支援施設加算

<u>生活訓練・就労移行支援</u></td>
<td>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届出をした生活訓練、就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定していますか（宿泊型を除く）。

＜厚生労働大臣が定める施設基準＞
(1) 精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）
<table><tr><td></td><td>精神病床転換型</td><td>それ以外のもの</td></tr><tr><td>利用定員</td><td>0人以上60人以下</td><td>20人以上30人以下</td></tr><tr><td>居室の定員</td><td>4人以下</td><td>原則として個室</td></tr><tr><td>居室の床面積</td><td>1人当たり6㎡以上</td><td>1人当たり8㎡以上</td></tr><tr><td rowspan="3">共通事項</td><td colspan="2">①浴室、洗面設備、便所、必要な設備を有している</td></tr><tr><td colspan="2">②日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されている</td></tr><tr><td colspan="2">③夜間の時間帯を通じて、生活支援員が1人以上配置されている</td></tr></table>(2) 精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）
① (1)の基準を満たしていること（共通事項③を除く）
② 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている</td>
<td>はい・いいえ・該当なし

加算
Ⅰ・Ⅱ</td>
<td>平18厚労告523別表第11・8

平18厚労告551・第4号ホ</td>
</tr>
<tr>
<td>63 看護職員配置加算

<u>生活訓練</u></td>
<td>健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を、常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所等において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。
(1) 看護職員配置加算（Ⅰ）
自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定
(2) 看護職員配置加算（Ⅱ）
宿泊型自立訓練を行った場合に算定
※ 当該加算の算定対象となる事業所については、医療連携体制加算の算定対象となりません。</td>
<td>はい・いいえ・該当なし

加算
Ⅰ・Ⅱ</td>
<td>平18厚労告523別表第11・10

報酬留意事項通知第2・3(2)㉖</td>
</tr>
<tr>
<td>64 就労支援関係研修修了加算

<u>就労移行支援</u></td>
<td>就労支援員に関し就労支援に従事する者として１年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして市長に届け出た事業者等において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。
ただし、事業所における就労定着者の割合が０である場合は算定できません（新たに指定を受けた日から1年間は算定できません。）。</td>
<td>はい・いいえ・該当なし</td>
<td>平18厚労告523別表第12・12</td>
</tr>
</table>

		※【厚生労働大臣が定める研修】（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）において定めていますが、具体的には次のとおりです。 ① 研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第175条第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施している「就労支援員対応型就業支援基礎研修」（以下「基礎研修」という。）を指すものであること。 ② 研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「促進法施行規則」という。）第20条の2の3第2項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと（平成26年度以前に実施された第1号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を含む）なお、次のアからウに掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。 ア 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修 イ 促進法施行規則第20条の2の3第3項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修） ウ 雇用保険法施行規則第118条の3第6項第1号イ及びロ並びに同項第2号イ(1)(2)に掲げる研修 ③ 研修告示の一のハに定める①又は②と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、市長が①又は②と同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認めたものを指します。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年5月10日付障発0510第5号）を参照すること。 ※「就労支援に従事する者として１年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての１年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行う次のいずれかの業務についての１年以上の実務経験を指します。 ① 職業指導、作業指導等に関する業務 ② 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務 ③ 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務		報酬留意事項通知第2・3(3)⑫
65 移行準備支援体制加算 就労移行支援		前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして市長に届け出た事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の①又は②のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ① 職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における１回の施設外支援が１月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合 ② 求職活動等にあっては、公共職業安定所、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合 ● 【厚生労働大臣が定める基準】（平18厚労告543第32号の2） 算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下であること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第12・13

		※「職場実習等」とは、具体的には次のとおりです。 ア　企業及び官公庁等における職場実習 イ　アに係る事前面接、期間中の状況確認 ウ　実習先開拓のための職場訪問、職場見学 エ　その他必要な支援 ※「求職活動等」とは、具体的には次のとおりです。 ア　ハローワークでの求職活動 イ　地域障害者職業センターによる職業評価等 ウ　障害者就業・生活支援センターへの登録等 エ　その他必要な支援 ※ 職場実習等や求職活動等について、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定できます。 ※ 施設外支援について、詳しくは、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（H19.4.2障障発第0402001号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照してください。※R6.3.29改正		報酬留意事項通知第2・3(3)⑬
66	通勤訓練加算 就労移行支援	当該事業所以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※「専門職員」とは、以下のアからウまでに掲げる研修等を受講した者とします。 ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科（平成10 年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。） イ 国の委託に基づき実施される視覚障害生活訓練指導員研修（国の委託に基づき社会福祉法人日本ライトハウスが実施していた同等の内容の研修を含む。） ウ その他、上記に準じて実施される視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第12・15の2 報酬留意事項通知第2・3(3)⑯
67	在宅時生活支援サービス加算 就労移行支援・就労継続支援B型	居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的と市が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算します。 ※ 居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算します。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第12・15の3 報酬留意事項通知第2・3(2)の2⑩
68	地域連携会議実施加算 就労移行支援	(1) 地域連携会議実施加算（Ⅰ） 事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この66において同じ。）により構成される会議を開催し、事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（地域連携会議実施加算（Ⅱ）を算定している場合にあってはその回数を含む）を限度として、所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第12・15の5注1
		(2) 地域連携会議実施加算（Ⅱ） 事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第12・15の5注2

		の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（地域連携会議実施加算（Ⅰ）を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算していますか。 ※ 利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に１回、年に４回を限度に、所定単位数を加算します。 ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。 ア　ハローワーク イ　障害者就業・生活支援センター ウ　地域障害者職業センター エ　他の就労移行支援事業所 オ　特定相談支援事業所 カ　利用者の通院先の医療機関 キ　当該利用者の支給決定を行っている市町村 ク　障害者雇用を進める企業 ケ　その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等 ※ ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、３月に１回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられます。なお、就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席してください。		報酬留意事項通知第2・3(3)⑲
69	就労移行連携加算 <u>就労継続支援Ｂ型</u>	サービス提供を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ａ型等を受けたものを除く。）が１人以上いる事業所等において、サービス提供等を行った日の属する年度において、利用者に対して、支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、利用者が支給決定の申請を行うに当たり、申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、指定就労継続支援Ｂ型等の利用状況その他の利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、指定就労継続支援Ｂ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算していますか。 ただし、利用者が、支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算できません。 ※ 就労継続支援Ｂ型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援Ｂ型事業所において、支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、就労継続支援Ｂ型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援Ｂ型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定します。 ※ 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援Ｂ型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第14・3の2 準用（報酬留意事項通知第2・3(4)⑤）

		日を把握しておくことが望ましいです。 ※ 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援Ｂ型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものです。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えありません。		
70	ピアサポート実施加算 機能訓練・生活訓練・就労継続支援Ｂ型	次の(1)から(2)まで（就労継続支援Ｂ型は(1)から(3)まで）のいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所等において、障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下70において「障害者等」という。）である従業者であって、(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。 (1) 法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。 (2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 (3) （就労継続支援Ｂのみ） 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定していること。 ※ ピアサポート実施加算の取扱いについて (一) 次のアからウまでのいずれにも該当する事業所において、イの(ｱ)の者が、その経験に基づき、利用者に対して、ピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算します。 ア 機能訓練サービス費(Ⅰ)又は共生型機能訓練サービス費、生活訓練サービス費(Ⅰ)又は共生型生活訓練サービス費、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定していること。 イ 当該事業所の従業者として、障害者ピアサポート研修修了者をそれぞれ配置していること。 (ｱ) 障害者等 (ｲ) 事業所の従業者 ウ イの者により、事業所の従業者に対し、障害者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 (二) 研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいいます。 (三) 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとします。 ア 身体障害者 身体障害者手帳 イ 知的障害者 (ｱ) 療育手帳 (ｲ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 ウ 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第10・1の3、11・1の4、14・8の2 報酬留意事項通知第2・3(1)③

	定されるものではない。）。 (ｱ) 精神障害者保健福祉手帳 (ｲ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） (ｳ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 (ｴ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） (ｵ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること。） 等 エ 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 オ その他市が認める書類又は確認方法 （四）配置する従業者の職種等 ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等に参加する者も含まれる。 イ （一）のイの(ｲ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に理解しており、当該事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。 ウ いずれの者の場合も、事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない。）にあること。 （五）ピアサポーターとしての支援について ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等についての相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定してください。 （六）届出等 当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を市へ届け出る必要があります。 また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとします。 なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市長から求めがあった場合には、提出しなければなりません。		
71 地域協働加算 就労継続支援Ｂ型	就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定している事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組によりサービス提供等（当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 加算の対象となる地域の範囲について 本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援Ｂ型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第14・11 報酬留意事項通知第2・3(5)⑮

		※ 取組の内容について 本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましいです。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意してください。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示します。 （適切な取組の例） ・ 地域で開催されるイベントへの出店 ・ 農福連携による施設外での生産活動 ・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務 ・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営 ・ 高齢者世帯への配食サービス ・ 上記活動に係る営業活動等 （不適切な取組の例） ・ 生産活動収入が発生しない地域活動等 ・ レクリエーションを目的とした活動 ・ 生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動 ※ 公表について 取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表してください。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行ってください（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではありません）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表してください。 公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト及び事業所のホームページ等インターネットを利用したものとしてください。 なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましいです。		
72	重度者支援体制加算 就労継続支援Ｂ型	サービスを行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が次のとおりであるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。ただし、(1)及び(2)は、同時には算定できません。 (1) 重度者支援体制加算（Ⅰ） 障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における利用者の数の100分の50以上 (2) 重度者支援体制加算（Ⅱ） 障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における利用者の数の100分の25以上	はい・いいえ・該当なし 加算 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523別表第14・12 準用（報酬留意事項通知第2・3(4)⑯）
73	目標工賃達成指導員配置加算 就労継続支援Ｂ型	就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定するサービス提供において、目標工賃達成指導員（埼玉県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法により利用者の数を５で除した数以上配置しているとして市長に届け出た事業所等において、サービスを行った場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、埼玉県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ＩＣＴ機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいいます。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第14・13 報酬留意事項通知第2・3(5)⑯

74	目標工賃達成加算 就労継続支援Ｂ型	73の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援Ｂ型事業所等が埼玉県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 この場合において、当該工賃目標は前年度における当該事業所等における平均工賃月額に、前々年度の事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該事業所等における平均工賃月額）以上でなければなりません。 ※　目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となります。 ア　目標工賃達成加算については、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定する指定就労継続支援Ｂ型において、埼玉県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合 イ　当該工賃目標が当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度における指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が目標年度の前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額）以上である場合 (例)　令和5年度の平均工賃月額が13,000円である就労継続支援Ｂ型事業所の場合（令和4年度と令和3年度の全国平均工賃月額の差額は524円） ・　令和6年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合 ⇒加算 ・　令和6年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合 ⇒工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額（524 円）以上となっていないことから加算対象外 ・　令和6年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が14,000円だった場合 ⇒工賃目標未達成であることから加算対象外	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第14・13の2
75	福祉・介護職員等処遇改善加算 各サービス費	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た障害者支援施設等が、利用者に対し、サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。ただし、それぞれ同時に算定できません。 ●　【厚生労働大臣が定める基準】 (平18厚労告543第18号の2、第20号、第25号の2、第27号の2、第30号、第33号、第37号の2) イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)　当該事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を	はい・いいえ・該当なし 加算 Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ・Ⅳ	平18厚労告523別表第9・14

算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

(ニ) 当該事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額460万円以上であること。ただし、(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。

(2) 事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために事業所等の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに当該事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること

(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10) 【生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行・就労Ｂ型】
各サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。
【短期入所・施設入所支援】(10)の適用なし

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

	(一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。 (二) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。 (3) 当該施設が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 【短期入所・施設入所支援は該当なし】 イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 【短期入所・施設入所支援は該当なし】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。 (二) 連携推進法人に所属していること。 (3) 当該施設が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※ 福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和８年３月３１日付け障障発 0331 第１号、こ支障第 78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知））を参照してください。		

	項目	生活介護	短期入所	施設入所	機能訓練	生活訓練	就労移行	就労B型
各サービス費	1～7	○	○	○	○	○	○	○
全サービス費共通事項	8	○	○	○	○	○	○	○
人員配置体制加算	第2-2・1-1(2)	○						
福祉専門職員配置等加算	9	○	○		○	○	○	○
常勤看護職員等配置加算	10	○	○					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	11	○		○	○	○	○	○
高次脳機能障害者支援体制加算	12	○		○	○	○	○	○
初期加算	13	○			○	○	○	○
訪問支援特別加算	14	○					○	○
欠席時対応加算	15	○			○	○	○	○
重度障害者支援加算	16	○	○	○				
リハビリテーション加算	17	○			○			
利用者負担上限額管理加算	18	○	○		○	○	○	○
食事提供体制加算	19	○	○		○	○	○	○
延長支援加算	20	○						
送迎加算	21	○	○		○	○	○	○
障害福祉サービスの体験利用支援加算	22	○			○	○	○	○
就労移行支援体制加算	23	○			○	○		○
入浴支援加算	24	○						
喀痰吸引等実施加算	25	○						
栄養スクリーニング加算	26	○						
栄養改善加算	27	○						
緊急時受入加算	28	○			○	○	○	○
集中的支援加算	29	○	○	○	○	○	○	○
地域生活支援拠点等の場合	30		○					
短期利用加算	31		○					
医療的ケア対応支援加算	32		○					
重度障害児・障害者対応支援加算	33		○					
医療連携体制加算	34		○			○	○	○
栄養士配置加算	35		○					
緊急短期入所受入加算	36		○					
定員超過特例加算	37		○					
特別重度支援加算	38		○					
日中活動支援加算	39		○					
医療型短期入所受入前支援加算	40		○					
夜勤職員配置体制加算	41			○				
夜間看護体制加算	42			○				
入所時特別支援加算	43			○				
入院・外泊時加算	44			○				
入院時支援特別加算	45			○		△		
地域移行加算	46			○		△		
地域移行促進加算	47			○				
地域生活移行個別支援特別加算	48			○		△		
栄養マネジメント加算	49			○				
経口移行加算	50			○				
経口維持加算	51			○				
口腔衛生管理体制加算	52			○				
口腔衛生管理加算	53			○				
療養食加算	54			○				
地域移行支援体制加算	55			○				
通院支援加算	56			○				
障害者支援施設等感染対策向上加算	57			○				
新興感染症等施設療養加算	58			○				
社会生活支援特別加算	59				○	○	○	○
個別計画訓練支援加算	60					○		
短期滞在加算	61					○		

精神障害者退院支援施設加算	62					○	○	
看護職員配置加算	63					○		
就労支援関係研修修了加算	64						○	
移行準備支援体制加算	65						○	
通勤訓練加算	66						○	
在宅時生活支援サービス加算	67						○	○
地域連携会議実施加算	68						○	
就労移行連携加算	69							○
ピアサポート実施加算	70				○	○		○
地域協働加算	71							○
重度者支援体制加算	72							○
目標工賃達成指導員配置加算	73							○
目標工賃達成加算	74							○
福祉・介護職員処遇改善加算	75	○	○	○	○	○	○	○
地域移行支援体制強化加算						△		
日中支援加算						△		
通勤者生活支援加算						△		
長期入院時支援特別加算						△		
帰宅時支援加算						△		
長期帰宅時支援加算						△		
精神障害者地域移行特別加算						△		
強度行動障害者地域移行特別加算						△		
夜間支援等体制加算						△		

△：対象となる施設が限定（宿泊型自立訓練）されており、掲載を省略しているもの